

令和３年第４回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第２日目)

令和３年１２月８日（水曜日） 午前　９時３０分開議

第９　一般質問

第５　議案第５４号　令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１２号）について

第６　議案第５６号　令和３年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

第７　議案第５５号　令和３年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

第８　議案第５７号　町税条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第１　議案第５９号　令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１３号）について

追加日程第２　意見書案第７号　燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する要望意見書

追加日程第３　意見書案第８号　地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書

○出席議員（１０名）

１番 余 湖 龍 三 君
 ３番 山 田 日出夫 君
 ５番 西 山 由美子 君
 ７番 泉 愉 美 君
 ９番 工 藤 弘 喜 君

２番 西 森 信 夫 君
 ４番 仁 木 義 人 君
 ６番 須 河 徹 君
 ８番 谷 口 武 彦 君
 １０番 河 端 芳 恵 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福祉保健課長補佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建設課長・上下水道課長	渡 辺 克 人 君
会計管理者・危機管理監	伊 田 彰 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	高 橋 治 君
子 ども 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局次長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選挙管理委員会委員長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 内 啓 伸 君
議 会 事 務 局 係 長	吉 村 章 子 君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河 徹君） ここで議会運営委員長から今後の議会運営について、報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（西森信夫君） おはようございます。それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会から、ご報告を申し上げます。

昨日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の議案の取り扱いについて、協議をいたしました。

議件につきましては、既に皆さまのお手元に配布されておりますとおり、議案第59号 令和3年度訓子府町一般会計補正予算（第13号）についての1件であります。

議会運営委員会で協議しました結果、本定例会の日程に追加することに決定をいたしました。

なお、追加議案の審議につきましては、日程第8、議案第57号「町税条例の一部を改正する条例の制定について」の採決の後、行うことといたします。

以上のとおり、議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

◎追加日程の議決

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり追加議案として提出されました議案第59号 令和3年度訓子府町一般会計補正予算（第13号）についてを追加日程第1とし、日程に追加したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第59号を追加日程第1とし、日程に追加することと決定いたしました。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第9、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

2番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2番、西森です。一般質問通告書に沿って質問をいたします。

道路整備の現状と今後の対策について、町長にお伺いをいたします。

ライフラインの一つに道路問題があります。

特に、昨今のようなモータリゼーションの発達により、どこにでも短時間で移動できる時代となってきました。利便性の良くなった裏には、整備、改良、補修など多額の費用と時間がかかります。

また、多くの町民の方々から道路に関するご意見をいただいております。特に、実践会地区でのトラクター、作業機等の大型化が進み、通行に支障が出る事例も出てきました。今回は、その意見も含め、行政の取り組みについて、お伺いをいたします。

一つ、号線の整備はどのような構想で行われてきたか。

2、市街地道路整備の現状と今後の考えは。

3、冬期間の市街地除雪の改善と実践会地区道路のポール更新について。

4、農業機械の大型化に伴い農道の将来の整備、補修、改修の考え方について、お伺いをいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「道路整備の現状と今後の対策について」4点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「号線の整備はどのような構想で行われてきたか」とのお尋ねがございました。

実践会地区の道路整備につきましては、地域の生活道路であるとともに、農業生産活動における重要な社会資本整備として、地元関係者や農業関係団体等からの要望を受けて実施してきております。

また、整備にあたっては、事業費等の財政面による影響が大きいことから、町費負担割合が低い道営事業や各種補助事業等により行ってまいりましたが、その事業実施にあたっては、国や北海道が制定する農道整備基準等に基づき進められてきております。

その基準の主な内容は、農家戸数、受益面積、生産施設の有無等から算出される費用対効果を基に事業採択されることとなりますが、農道整備での開始当時は2号線おきの整備を基本として、その後、時代のニーズに合わせて1号線おきと変遷しております。

本町の号線整備につきましては、これらの基準等により行われてきた経緯があります。

2点目に「市街地道路整備の現状と今後の考えは」とのお尋ねがございました。

市街地区域の町道は各種補助事業等によって、早くから整備が進められ、実延長49kmのうち、約45kmが舗装化され、舗装率は91.5%となっております。

未整備の町道につきましては、道路用地の取得が難しい路線等となっており、今後これらの問題点が整理された時点で、町内会の意向も聞きながら、適宜整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

また、市街地区域の多くの町道は、整備後20年以上経過しており、凍上による老朽化や各種工事等により段差等が生じるなど、劣化が顕著な路線が多くなっており、通常の維持工事で行うパッチング等の補修のみでは、維持管理が難しくなっていることから、各路線を点検して修繕順位を定めた舗装修繕計画によって、来年度以降、本格的に修繕していくこととしておりますので、ご理解願います。

3点目に「冬期間の市街地除雪の改善と実践会地区道路のポール更新について」のお尋ねがありました。

町道の除雪延長は、約192kmあり、そのうち市街地区域は49kmとなっております。

除雪車両の出動にあたっては、積雪10cm以上のほか、地吹雪による吹き溜まり状況など、除排雪作業基準によって実施されております。

また、限られた時間の中での作業となることから、除雪に伴い発生する住宅や車庫等の出入り口部分の置き雪につきましては、沿線住民の方々に対処していただいているところですが、その置き雪が重く、高齢者の方にとっては、処理することが難しくなっており、また、その対策については、町内会からも要望が出されているところです。

このような状況から、今年度、試行期間として、80歳以上の単身世帯と夫婦世帯のうち、希望する世帯を対象に町内事業者の協力を得ながら、住宅前の出入り口部分の置き雪除雪事業を実施することにいたしました。

また、この事業実施後は内容を検証して作業内容の改善と事業対象世帯の拡充を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、実践会地区の道路に設置されているスノーポールにつきましては、設置からかなりの年数が経過している箇所が多く、老朽化が進んでいることから、除雪時に支障となる箇所については、適宜更新を行い、作業の安全確保に努めておりますが、設置数が多く、すべてのスノーポールの状況把握が難しいことから、今後においては、各実践会等からも支障となる箇所の報告をいただきながら対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

4点目に「農業機械の大型化に伴い農道の将来の整備、補修、改修の考え方について」のお尋ねがございました。

新たな農道整備にあたっては、1点目にも回答しましたように、地域からの要望のほか、事業費が大きく、財政面からも道営事業での実施など、補助事業等の有無や費用対効果を勘案して進めていかなければならないものと考えております。

昭和50年代に整備された農道については、劣化度の進行度合いが著しく、交通安全上支障が生じている箇所があり、早急に改修する必要があることから、今後につきましては、これらの路線を優先して事業化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、事業化された場合には、現在の大型化した機械の通行にも対応できるかを含め、工法等を検討してまいります。

このような状況から、当面、未改修の農道につきましては、大型機械等の通行に支障ができるだけ出ないように、退避場の設置など、地域の声を聞きながら、直営による補修や改修等を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2、3の再質問をいたしたいと思います。

まずはじめに、私の住む地区内の南7線農道整備が平成24年から令和3年までの工事により完成をいたしました。車道の幅が5.5m長さ4,995m、西17号線から西26号線まで舗装化され、一般車両、農業用作業車の通行が大変スムーズとなり、大変ご苦勞をいただきました。行政担当部署に厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、再質問になりますが、号線の整備の回答をいただきましたが、本町には国道が1本、高規格道路になりますがあります。この高規格道路は国が管理するということになるかと思いますが、そのほか、道道66.3km、町道が256.3kmという長さがあります。これは本町の道路の長さをどれぐらいの距離になるか調べてみましたが、直線にすると訓子府から大体、岩見沢から札幌ぐらいまで、真っすぐにしますと総距離数があります。非常に距離が長いなというふうに感じます。このうち217.8kmが舗装となっております。この比率としましては67.5%となっていて、あとの32.5%が砂利道だということになります。日出の西16号線から西へ18号、20号、22号と砂利道があります。先ほど町長の回答のように1本おきの整備だったのかなというふうに思いますが砂利道があります。西17号、19号、21号と舗装道路となっております。この南北道路の1本おきに改良、未改修の道路があるということは、先ほど町長からの答弁でわかりますが、現状として、やはり未整備の道路も町民が使っている道路となっている。非常に特に春先なんかは不便をきたしているということで、この整備の状況を再度お聞きをしたいと思います。それが1点です。

あと1点は、訓子府町の市街地を中心として、東側、西側、南側、北側の道路を見てみると南側地区や西側、北側地区の整備はまずまずされているのかなというふうに思います。東側地区の高台、日出、柏丘、高園、北栄地区、この一番一等地と言われる農村地帯の号線が非常にまだ1本おきの未整備の道路が多いということで、この見解もお聞かせ願いたいと思います。その2点まずお伺いをいたします。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、号線の整備の関係で1号線おきになって、その整備されていない部分について、どのような考えでいるかということのご質問だと思います。基本的に答弁の中でもありましたように、各種順次進めてきたということでございます。そういった中で基本的には基幹となる道路を整備してきたということでございますけれども、現状としては、そこの整備についてもですね、地元の要望を聞きながら、費用対効果も含めて、今後整備をしていかなければいけないというふうに考えておりますけれども、現状として昭和50年来の道路がかなり危険だということで、これは災害時にもですね使う道路でございますので、そこの部分をですね、まず優先して重要化して進めていきたいなというふうに考えておりまして、その後、その整備がまず一番かなということで、その後、要望を地元聞きながらですね、整備が終わり次第、また再度検討していくという形になるかと思えます。

それと2番目の市街内の道路のことですかね、申し訳ございません。号線の部分ですけども、その辺も同じような考えで進めていく形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 既定にはまったような回答をいただきましたが、利用度によって、時代によって、やっぱり道路の利用頻度が違ってくということはお分かりかと思いますが、非常に近代化された農村地帯で機械力の移動が非常に激しくなっております。砂利道といえども畑がある限り非常に春先から秋にかけて使うということで、特に春先は植え付けの時期が限られてますので、非常に時間を気にしながら走り回る状況にあります。これ

もやっぱり利用頻度に応じて地域の声を聞いて、どこがやっぱり一番使う道路なのか、どこがやっぱり町民の要望が多いのか、農民の要望が多いのか、やはり実践会長会議あたりなどで声を聞いて進めていただきたいというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 地域の舗装の要望を実践会長あたりに聞いたらいけないかということでございますけども、既に要望をですね、出されている線も何路線かありますけども、そういった中で現状の道路整備の考え方もご理解いただきながら整備をしているということでございます。そしてまた、その声の中にはですね、非常にちょっと危険な道路、整備が古くて危険な道路があるので、そちらも整備してほしいという声もありますので、まずは現状、危険な道路の解消という形で進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 現状、危険な道路を優先してというの当然それはそうだと思います。事故が起きれば、町道ならびに道道で事故が起きれば、やっぱりその責任は問われかねないということは、付いて回ります。ただ、やはりそれをやりながらやっぱり一番使う不便を強いている道路もやっていただかないといかんということになりますので、それも私の言ったことも頭に入れて、こう進めていただければなというふうに思います。この町道、町内の道路においては、開拓されてから大変こう大幅な道路見直し変更というのは、今まで行われてこなかったのかなというふうに思います。そのことは当時道路を設計した北海道なのか町なのかわかりませんが、大変立派な構想で道路を作られたんだなというふうに思います。その開拓当時の道路はいまだにちゃんとした号線で使われているということは、先人たちはいかに立派だったのかなというふうに思います。ただ、現在の話に戻してみますと、それから100年以上たっているんですね、当時は人が歩いたり、馬が歩いたり、車の代わりに保道車、馬が引っ張る馬車があったり、そういう時代から現在はやっぱり自転車、バイク、車、トラクター、重機が走り回る時代へと変わってきたんです。時代が変わっても道路そのものの作りは変わらない。1号線おきに砂利道がある。整備されていない道路がある。これはやはりおかしいというふうに思います。一町民としてもおかしいと思うし、やはり負託されている私にとっては何とかしなきゃなんなというふうに思います。特に実践会地区、これは人口減です。非常に人口減の波が農家にも押し寄せてきて、人口減ということは農家が減る訳ですね、1戸あたりの面積が増える。機械による畑作業の増。要するに、いわゆる道路の使用率が非常にアップする訳です。広範囲に動き回らんきゃなんなということになっていくんですね。その時に道路で車やトラクターが交差できない。向こうから車が来たなということになると号線から号線、大体540mぐらい待ってなきゃなん。作業機を付けたトラクターが走ってくると、こっちから行って途中で交差できませんから、一方はバックするか待っててかわすしかないというふうな現状であります。これをそろそろやっぱり見直す時期が来ているのではないかなと私は思いますが、その見解をお伺いをいたします。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、ひと号線の整備の関係で今後はそれも解消していくべきでないかというようなご質問かと思っておりますけども、縦線においては、とりあえず1

号線おきということでございますけども、横線についてはですね、ほぼ全部されていると。それは住宅の張り付け、南向きの住宅が多いということで生活道路ということで、そこはですね、1号線とおきながらものですね、順次整備をして進めてきたという経過がございます。今後につきましては縦線の整備もですね、今後も視野に入れて考えていかなきゃいけないことだということは理解しておりますので、先ほどの答弁に従って進めてさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今、答弁があったように、縦線の整備は若干遅れているけど、横線の整備は進んでいるんだという回答をいただきました。確かに横線の整備は非常に舗装化されて動きやすい道路になっていると思います。ただ、特に縦線の春先、道路がうんで肥料やなんかを積んだトラクターがかしがつて転倒まではいかなくても道路が非常に避けて通らないと、なかなか通りにくい状況も見られるという中では、これは早く整備をしなければならんという感じを受けます。それが無いような、やっぱり道路にしてもらいたい。舗装まではいかなくても、やはり基盤整備、道路の整備をしていただきたいというふうな地域からの要望もあります。特に今年の夏のことなんですが、墓参りに行った町民が乗用車同士が交差するのに、道路で交差して、片一方が道路の底に落ちてしまったと。そういう状況があって、早く道路直してくれという話を私のところに持ってきた町民の方がいるんですが、そんなこと言ったら1号線おきに砂利道で幅が同じなんだから、かなりのキロ数、町も直さなきゃならないんで、そうはならないよという話をさせていただいたんですが、非常にそういう現状があります。なぜその道路が砂利道なのかと聞いたんですが、その地域も地域のいろいろな問題がありまして、道路整備は一時、この道路は整備するよという話が町の方からあった時に、いやいやこの道路は整備しなくてもいいという地域の方がいまして、できなかったんだと。なぜ、しなくていいという話になったんですかと聞いたら、やっぱり道路整備をすると自分の土地も減ると。土地をある程度出して、幅員を広げないと今の時代に合った道路にならんと。そうなればやっぱり自分の畑、耕作面積も減るから道路なんかはいいんだ。1台通ればいいんだという発想のもとに、やっぱりできなかったんだという話をお伺いしました。ただ、今はそんなことを言っている時代でないんで、やはり行政としてやっぱり道路整備をするということになれば、やっぱり町民がいつ、いかなる時でも通りやすい道路を目指すのが筋ではないのかなというふうに私は思います。そこら辺の要望をやっぱり町側も聞いていただいて、縦線の整備、若干遅れているとしたら優先順位を付けてでも、やはり使用頻度の高い、特に高台地区の真っ平らないところにいる人たちが、やっぱり春先、秋口、不便を強いられているという中ではいち早く整備していただきたいなというふうに思います。再度お願いします。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、1号線おきの砂利道についての整備の再質問ですかの形でございますけども、砂利道でもいいから整備をしていただきたいということのご質問もありましたけども、基本的に砂利道であっても、かなりの費用がかかるということで舗装、砂利の上に舗装の部分をかけるということですので、費用的にはそんなに大きく事業費が合わないもんですから、その辺はやっぱり採択基準もなかなか砂利道といえども

基盤整備については難しいのかなという部分もあります。そういったことが一つあるということと、それと当時は用地の関係でいらないという方も今は違うんだということもあるということもありますので、その辺もですね、やっぱり時代とともに変わってきたんだと思います。それも含めて今後の整備については、いろいろどういう順番でやるかというのは検討していかなきゃいけないと思いますけども、先ほど言いましたように、まずは危険な道路をさせてもらって、整備をさせていただいて、その後のことについては、そういう形で要望等を聞きながら進めていきたいと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今、課長の方からまずは危険な道路を最初に直すと。引き続き、要望のある道路を考えていくという回答をいただきましたので、ぜひとも道路と言えども町民のライフラインの大事な一つでありますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、市街地道路整備の現状と今後の考え方の再質問に入りますが、市街地道路はほぼ舗装化されているように私は思います。道路幅がまだ狭い昔の道幅かなというところが結構ありますし、車の出入りに苦勞するところも散見されます。今後に向けて、そこら辺の改修をされる考えはあるのかなのかをまず1点お伺いをいたします。

もう1点は、災害を想定した道路の整備の考えはないのか。災害が起きた。例えば、置戸の鹿の子ダムが崩れたという水が流れてきた。その時に逃げ道、町へ逃げるんだけど、車1台通ったら通れなくなるというような、災害を想定した道路の整備の考えはないのか。それをお聞きます。特に、避難所へ通じる道路整備の必要。それから、これからの整備に伴って、災害を想定した整備はあるのかどうか。また公園等の再検討もすると思いますが、公園等の統廃合を考えつつ、次世代へのまちづくりの中で市街地道路整備を考えていくべきではないかというふうに思いますが、この3点をお伺いをいたします。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、市街地道路の中で狭い道路があるんだけど、それを広くといいますか、そういう考えがあるかということについてのご質問ですけども、その辺につきましては、用地的な問題がかなりあると思いますので、その辺がまず整理できるのかという技術的なものと、あとその地区のね、要望の部分も含めて、それとその頻度ですね、その状態も把握して総合的に考えていかなければならないかなというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

それと2点目に災害を想定した道路の想定といいますかね、修繕はしないのかということでございますけども、現状でですね、そういう路線がどのくらいあるのかというのは、ちょっと把握してございませんので、そういうところがもしあるとするならですね、改善について進めていかなきゃいけないかなというふうに考えておりますので、まずはその辺の把握が必要かなということでもあります。公園等の部分をどうするかも含めて、その辺も含めてですね、まず、その辺の確認だと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今の回答の中で道路幅を見直すのには用地的な問題が生じるという回答をいただきました。確かに狭い中で個々の住宅が建ってますから、個々の住宅の用地に引っかかるという問題は出てくると思います。ただ、非常に空家も目立つ、そして道路も狭いとなると、やっぱり空き家を利用した有効的なやっぱり道路の設置あたりも考え

ていかなきゃならんし、災害を想定した道路の整備に関しては、まず現状を把握するということでしたが、どういう状況なのかのやっぱり現状を見ていただいて、本当に有効的な道路をどうしたらいいんだということをお示しをしていただければなというふうに思います。公園等の統廃合、考えていただく時に、やっぱり次の子どもたちにつながるまちづくりの中で、どういう道路にしたらいいのか、非常に元の駅舎の西側に10年ほど前に作った道路が非常に便利だな、作った時は思いませんでしたが、最近こう通る回数が多くなって、こういうものができればいいなと非常に思います。だからその時代に合った、やっぱり道路を作っていただければな、整備していただければなと思います。市街地、特に市街地はもう整備してから20年、二十何年たつという中では非常にこう穴が開いたり、劣化とかひび割れが生じたり、非常に劣化が目立ちます。その整備をする時にやっぱり場当たりの補修でなくて、計画的にやっぱり何年か計画で、この路線を直すというような、長期的な計画は持てないものなのでしょうか、そこら辺をお伺いをいたします。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、市街地道路の補修うんぬんについては計画的にやっていけないのかということのご質問だったと思いますけども、町では道路の補修修繕計画というものを立てまして、平成30年ですけども、各路線をですね、点検しまして、その劣化度、それと必要度を含めて、それで修繕の順番を決めた計画書がありますので、それに基づいて来年度から本格的に始める予定でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 課長の答弁の補修計画、順番を決めてやっていくということは非常にそれはそれでいいなというふうに思います。ただ、昔からの話を申すところがおこがましいんですが、南地区道路の農道になりますが、農道整備をしないと農家がいなくなるから、やっぱり農道の奥、へき地あたりにある道路でもやっぱり舗装をして、みんなが行きやすいように住みやすいようにと整備された道路がやっぱり非常に1年に何回ここを車が通るんだろうという道路もあります。やっぱりその利用頻度に応じて住民がたくさんいる頻度に応じて、やっぱり道路は整備すべきかなと思います。それがやっぱり整備されていない、ある程度、整備されているならまだしも、整備されていなくて、山の中の道路に舗装道路があるというのは非常に町民は、なんでここが舗装で、こっちの道路が砂利道なんですかっていう問い合わせも非常に多いという中では、そういう経過をたどってきたという説明しか私はできませんので、修繕計画をもって順番を決めてやるということはいいんですが、その順番も町民の意向によって変えていただいて、やっぱりこう要望のあるところから使用頻度の高いところから修繕なり改修をしていただければなというふうに思います。

次に、冬期間の市街地地区除雪の改善と実践会の道路のポール更新についてを再質問をさせていただきます。本町は冬期間非常に寒いんですが、マイナス20度から25度になりますが、雪の量は決して多い地区ではありません。豪雪地区ではありません。ひと冬に2回か3回、雪が降ればまあまあかなというふうに思います。その雪降り時の除雪に伴って商店や個人宅の玄関先の除雪、排雪が町民にとって非常に前々から議会ではいろんな質問をされております。私もしましたし、ほかの議員もしているという中で問題になっており

ます。特に最近が高齢化、町民が高齢化になっているということと人手不足だと。人がいない。雪が降ったら一斉にみんな除雪してるもんですから、業者にうちの除雪を頼むということで人手がないという中でなんとかならないのだろうかという声があります。これに関して対応策をお伺いをしたいと思います。これ出入り口だけでも除雪していくうちに、そのお宅の出入り口1か所だけでもしてあげるとか、先ほどの回答にありましたけども、80歳以上一人暮らしだとか申し出のあった人には考えるという回答もいただきましたが、すべての町民、町の方の家の1箇所だけでもやっぱりこう、とりあえずここ開いてれば出て買い物にいけるというぐらいの対応ができないかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、除雪後の置き雪のことの処理のことでご質問かと思えますけども、どうしても除雪、時間のない中でやりますので、除雪した雪については沿線の方々にやっていただいているということでございます。そういった中で高齢化も進んで大変なんで1箇所だけでもどうだろうかということでございます。今まさにそういう形で進めるがごとくですね、まずは試行的にやってみようということでございます。やるにあたって、やっぱり町の機械力だけでは時間の中では足りませんので、やっぱり事業者の協力を得ながらということでございます。この事業者の協力がなかなかですね、はじめてのことですから、やっていただける方もなかなかどうやっていいかわからないという部分ありますので、まずは今回ですね、モデル的にちょっとやってみてですね、それでどういう問題があるのか、やり手の方ですね、そしてやってもらった方にはどのようなニーズ、さらにニーズがあるか、その辺も検証してですね、その辺が整理してこれれば、事業者等も数が増えてこいば、それなりにやっぱり世帯数もやっていけるんでないかと思っていますので、将来的には、今、議員言ったような形になればいいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 課長から置き雪に関して非常に前向きな答弁をいただきました。やはり高齢者にとってはスコップを持つだけでも大変、歩くだけでも大変な高齢者が、特に生活道路の置き雪の固まった氷をどけるということは若い者にとってはすぐできても、なかなか高齢者にとっては大変な仕事になります。町が取り組むということをお聞きしましたので、非常に前向きな回答だと受け止めて、ぜひやっていただければなというふうに思います。

次に、実践会地区の直線道路、特に、ポール、直線道路のポールが立っているんですが、そのポールの更新について、お伺いをします。ポールには2種類のポールがあって、差込型と埋込型というか、重機でこう差していくポールがあります。もうポールが隣立して非常に側が危ないぐらいのポールが立ってます。ただ、そのポールが赤白の白いポールに赤いあれを巻いているんですね、赤い色のついたシールを貼っているんです。そのシールが日焼けして白くなっているから全体が白くなっているポールが非常に多くなっている。それを避けるために新しいポールを今度、重機で差していく訳ですね、そうすると道路にずっとこうポールが隣立していくという中で、特にこれは幅員が4m50から5mぐらいのコンバインが通る時にもう横に寄れないぐらい、もうポールへし折っても機械が壊れるんで寄れないという中で、非常にどっちがいいんだろうな、ポール立てるのがいいんだろう

か、ポールがない方がいいんだろうかという問題まで生じていております。ただ、このポールに関しては冬期間、このポールがなければ猛吹雪の時、朝の集乳車とか、それから牛屋さんが飼料を運んだりする。早朝運んだり夕方運んだりする猛吹雪の中でもそれはやらなきゃならん時代になっていますので、その時に目印になるポールが見えないと。真っ白で見ないと。こうなってくると非常に通行に支障をきたす事例が起きます。それを回避するために建設課あたりでは、こう2本に1本、白いポールがずっと続くと2本に1本新しいポールを現状は立てているようです。それだけでも見通しがいいなというふうに思いますが、将来的に何とかこの改善策を考えなきゃ駄目だろうなというふうに思うんですが、そこら辺の改善策を考えているかどうかをお聞きしたい。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、冬期間の除雪のポールの関係でございますけども、設置からだいぶたったということで、反射板の関係がね、白くなっているということでございますけども、基本的に除雪にあたっては実践会地区の除雪にあたってはですね、冬期間ポールをですね、また差して、除雪終わって春にですね、また撤去、コンバインの関係があつて、邪魔になるということで、邪魔になるところについては撤去しているという経緯があつて、冬、雪降る前に設置、とけたら撤去という形で進めているという作業でございます。そういう中でやっているということで、今後ですね、古いポールにつきましては、数が多くなっているということもあります。古い使えないポールがあるということです。それについては随時、支障のある分については随時撤去してますし、毎年、大体300本ぐらいですね、スノーポール買ってですね、設置して、古い分と取り替えたり、間に入れたりして整理していますので、随時ですね、それは支障になる部分については随時対応してまいりたいと思っておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） このポールに関しては、実践会長会議あたりで要望があれば実践会、場所を聞いて立てていただいているという現状もあるようですが、ただ、赤いテープを配布して要望のある実践会配布して地域の方々にここが見えないんだとか、ここが駄目なんだというところに貼ってもらうという方法もあろうかと思えます。年に1回、実践会長会議、年度始めやなんかにあると思いますが、やはり要望等を聞いた上で、そういうシールテープを渡すぐらい簡単なことだと思いますんで、何も職員が行って、いちいち建て替えすることもない、シール張り替えれば見えるんだというものであれば、そういう対応もできないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、ポールの反射テープですね、実践会にお願いしてどうかということのお話だったと思えますけども、その辺もですね、実践会とも相談させてもらって、もし可能であれば、設置についてお願いしたいという部分も出てくると思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 次にですね、最後になりますが、4番目の農業機械の大型化に伴う農道の将来の整備、補修、改修の考え方についての再質問になります。農業の現状は先ほども申し上げましたが、戸数が減ってきている。確実に減ってきております。というこ

とは、やめた農家を隣近所の農家を買って、1戸当たりの面積が非常に増えてきているという現状であります。そして、増えてきているということは、農業機械が今までの機械では全然追いつかなくて、もっともっと大きい機械を入れて能率の上がる、パワーのある、1日に今までの倍ぐらい整地もできる、プランターも引っ張れるような大型機械を入れないうとこなしでいけない。今までは10ha、15haでやったのが30ha、40haというふうになってきています。そうなってくると、その作業機が通る道路、これは幅員が非常に、タイヤの幅も広いですし、幅員が広がります。われわれが使っていたようなトラクターあたりは大体170から180ぐらいの幅なんですね、タイヤの幅が。それに付随する作業機も大体その程度の幅だと。ところが今のトラクターになると、大体2m40ぐらいが基準になってきます。昔から見ると70cmから80cmほど幅が広がっているという、作業機も当然そのトラクターにつく作業機ですから、3m20から3m50、4m近くなるということで、道路での交差はまず不可能になってきます。砂利道でも乗用車もワゴン車が増えてきたという中では、結構、幅の広い車も出てきているということで、転落事故やなんかも出てくるという中で非常に通行が困難になってきているということになります。ここで一つ伺いたいのは、先ほど聞きました農業整備の中で1号線おきの整備がされている。砂利道をどうしても整備ができないのであれば、大型車はこっちを通ってくださいというような案内というか、町からのお知らせで、ここは幅員が狭いので、やっぱり作業機、大きな作業機をつけた道路は1号線おきに舗装になって広い道路があります。こういう表示は考えておりませんか。できないですか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、砂利の1号線おきの関係について、一般通行のことについて、通らないようにという表示ができないかということでございますけど、あくまでも町道でございますので、その辺はちょっと非常に難しい問題かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 町道だから無理でできないのであれば、せめてやっぱり幅員がどれぐらいかという表示の案内板というか、何かこう立てておかないと、特にコンバインとか、秋のデントコーンハーベスターあたりが通る時にオペレーターがデントコーンハーベスターあたりは、こっちの人間でないんですね、根釧あたりから出稼ぎに来ているオペレーターが多いんで道路に入るなり、これは狭いと思って、そのまま行っちゃうと落ちるなど、側溝に落ちるなという人はそこから長い距離バックしてきて、やっぱり舗装の広いところへ入っていくというような状況もみられるんで、やっぱこれは表示が必要かなというふうに思いますので、できれば何かの方法を考えていただければと思いますがいかがですか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） そうですね、農業者に対しての周知ということであればですね、その辺は、何て言うんですかね、資料と言いますかの部分については情報提供可能かなというふうに考えておりますので、その辺の詳細につきましても、まだちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） よろしくお願いをしたいと思います。それとですね、春耕期に砂利道がしぼれ上がらない、うんで通れないようなことのないような方策をまず考えていただきたいということと、2点目には、夏場から秋口にかけて非常に砂利道ってそろばん道路ができるんですね、そろばん道路ができるとバウンド、非常にバウンドが起きて、積んでいる作業機、後ろの作業機に異常な圧力がかかって、やっぱり事故が起きかねるということになります。町の道路管理の車が、あれ1か月に1回なのか、2か月に1回なのか、回ってくるんです。それが回ってくると不思議と雨が降るんですね、これは町の責任でもなんでもないんですが、砂利道を削ると雨が降る。雨が降るとやっぱりうんで、またなおその道路がそろばんになっていくという堂々巡りをしているんです。それを何とかね、そろばんにならないような管理もお願いできればな。それに大雨が降ると、そのうんだ道路を舗装道路に向かって水が流れるから、保水がえらいことになっているんですね、こころ辺の方策を考えているのかどうかもお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） まず、1点目に砂利道関係、しぼれのない道路できないかということでもありますけど、これやっぱりなかなか難しいものがありますので、それが極力春先の対応、または秋口の対応、その辺を現場を見ながら維持の方で対応していきたいということと、それとあと夏から秋にかけて定期的にくるんだけど、雨が降ってまたおかしくなるということでございますけども、そこにつきましては、定期的な部分と随時やる部分、合わせて対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） よろしくお願いをいたしたいと思います。要望すれば何でもやってもらえるとは思っておりませんので、できることからやっていただければありがたいなというふうに思います。よろしくお願いをしたいと思います。

最後の質問、これ町長に質問したいんですが、東京では今ごろ砂利道なんてあるのかということと言われました。砂利道ってなんだという声もかかる時代になってきます。砂利道ってどんな道ですかという声も聞くような時代です。国に対しての陳情、それから改良舗装の要望は必要だと思います。回答書にもあるように国に陳情して優先順位をつけてやっているんだという回答をいただきましたが、道路は非常に町費だけではなかなかできない。町費、道費を使ってもなかなかできない。国の資金がないとなかなかできないということになります。道路整備をすれば通る町民だけではなくて、やっぱり地域の産業にもうるおいを与えるということになりますので、ぜひ国への陳情、そして、そのためにやっぱりこの地区からも国会議員を輩出しておりますので、ぜひその先生方をお願いをしていち早く道路整備をやっていただければなというふうに思います。ライフラインの道路整備だけに金をかける訳にはいきませんが、町は補修だとか改修整備だけでも、やっぱり25.6kmの町道を管理をしなければならないという現実があります。最終的には国だとか道が道路を整備して、そこで町民が生活活動をして収益の中から国に税金を払うと。そういうシステムがあるもんですから、そのシステムを大いに活用して道路の整備をしてはいかがかなというふうに思いますが、町長の見解をお伺いをいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので、総体的な4点の質問の中で感じたことをお話をさせていただきたいと思います。

議員ご存じのとおり南7線、よくよく見ていただきたいと。かつて昭和50年代前後にあそこは面的な整備をするか、線の整備をするかということで、南7線は線を含めて調査を終えて、もう着工間近にいった訳です。しかし、事業費が膨大だということもあって実践会に選択していただいた訳です。深見町長の時だと思いますけども、最終的には面的整備をしてほしいということで、暗渠、川等々含めてですね、こういった基盤整備を優先させていただいた。しかし、私が町長になってから、老人クラブやいろいろな地域の方々からスクールバスが通る道路にしてほしいと。われわれの夢だということも含めて平成19年にそういう要望が全戸の署名とそこに在住する町議会議員さんの署名捺印をもって私のところにきました。4年間でできませんということも含めて。平成24年からあの長大路線、五点何キロのある南7線を行った訳です。そこでいろんな障害が出てきました。道路基準でいくと4.5m、すなわち先ほどの西森議員のあれからいうと大型機械等が交差できないということで、これは町長駄目だということもあって、かなり難しい判断の中で北海道と道議会議員と私の3者で何とかその基準をクリアして道路の拡幅をできないかということで調整してまいりました。そこでまたはばかってきたのは、1日500台車通るかどうかということなんです。何ぼ頑張っても300台いかない。そういう中で特段のというよりも、非常に現実的、北海道全体に影響するということでしたけれども、何とか平成24年から今の幅の5.5ぐらいだったと思いますけども、できるようになったと。その前提として、そこに住んでいる張り付いている人たちが全員賛成してくれたということがあったと思いますけども、これも平成24年からですから、ほぼ10年近くかけてやっと今、農業試験場の手前まで舗装が確立したということです。なぜそこまでして北海道のことにこだわるかというと、ご存じのとおり基盤整備事業で道路整備をやると町の負担というのは二十数%というか、本当に少ない予算の中でできる訳です。あそこ1本仕上げるのに数億円かかるというような中で、町の単独だけでは非常に難しいという中で私たちはお願いをし、また要請もしながらやってきたということがありますから、少なくとも長大路線、まだまだいろんな路線がありますけども、先ほど課長が言いましたように、もう既に三十数号線等々、縦軸も含めてですね、もう波打ってきているという状況ですから、非常に危険だと。これは優先的にやらせてもらおうと。7線が令和3年度で完成したことによって、これからの道路整備については、順次、危険性を優先しながら進めていきたいと。それから議員からお話のありました砂利道の問題ももちろんありますから、やっていかなきゃならないと思ってます。その前提として、先般、実践会長会議がありました。これは地域要望を各実践会が全部毎年やってくる訳です。道路整備や除雪の体制、今まではいくら要請してもやってくれないと。これ担当が変わったということももちろんありますけども、全部図面化した。パソコンで打ち込んだ。そして実践会長にその図面をお渡しして、道路、除雪等々含めて、今年度できる、いや来年度こうだということも含めて引き継ぎを実践会長同士でできるようになってきた訳です。今まで僕この実践会長会議に出てますけど怒られっぱなしですよ。この道路の関係でいくと。しかし、今回、はじめて、いやこの図式化によって大変助かるし、引き継ぐことができる。だからこういうことをですね、現実的にやっぱりどうしていくのかということをおね、今回のようにですね、さらにこうやってほ

しいということがありますから、ぜひですね、整備箇所も含めて、そこに住んでいる方々の実践会の要望として今までも出てきてますが、それは優先的に私たちはそこを捉えながら整備、あるいは除雪等々をやっていくというのが今の状況です。町内会です。これは置き雪もさることながら、町の中の除雪について、北見からみたらはるかに優れているんですけども、これもできないのかと。町はできないと言う、じゃ民間を集めなさいということで、民間を2、3年前から集めて市街地区の一人暮らしや、そういった高齢者のところのことはできないかということを提案させていただいた。そうすると高齢者勤労センターが何とか、今、私どもに申し込んでいる方々については市街地区の家の周りの除雪等はやらせていただくということになりました。さらにまた今年度、置き雪を何とかしてほしいという市街地区です。これも長年の課題でした。業界を集めてですね、言ったところ、やりましょうと。で、実際に出てきたのは4件ですよ最初。あれだけがんがん言ってたんだけど、本当にじゃあ必要だったのかということも含めて。だけどこれじゃいけないと。やっぱり本当に必要な一人暮らしや二人暮らしの人たちの高齢の方々に置き雪を町でやりましょうとある程度。こういうことやって、今、14件ぐらい来たと思うんです。非常に時間をかけて丁寧に、そしてお話ししながら、この除雪の対応にも職員たちは頑張ってますね、今きている。それからさっきの市街地の道路整備90%越してますから。もうあと何本かなんですよ、若富のところと何本か。これはね、地権者がやっぱりね、納得してくれない。優先的には土地を寄付するとか、そういう前提がもちろんありますけれども、だから除雪にも苦慮するということもあるんですけども、こういう具体的な問題がですね、現場の中では出てきてるということも含めて、職員たちは対応してるということです、西森議員がずっと言っていることも、まったくそのとおりですけども、やっぱり町民本位、町民のために私どもは全力で除雪体制や道路整備を可能な限りやっていこうと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（須河 徹君） 2番、西森信夫君の質問が終わりました。

ここで午前10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、9番、工藤弘喜君の発言を許します。

9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。それでは、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、2点、大きな項目で2点ありますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、1点目ですけども、介護施設利用者の負担増における影響についてということであります。

今年8月から介護保険の仕組みの中で住民税非課税世帯利用者の食費・居住費負担を軽

減する「補足給付」制度がありますが、この制度が縮小され、世帯全員が住民税非課税世帯で前年の合計所得金額プラス年金収入額が120万円超の方の食費負担が月2万円程度から4万2千円程に増加します。ショートステイの食費負担はすべて住民税非課税世帯で1.5から2倍になります。また同時に資産要件の見直しもあり、この改定による影響も大きいものがあります。

これらを踏まえ、次の点について伺います。

1、静寿園入所者の8月以降分の負担増に該当する人数と1人当たりの増加分がいくらになっているのか伺います。

二つ目です。8月以降、利用者や施設などから負担増に伴う相談などはなかったか伺います。

三つ目です。町として、このような低所得者に対する負担増を強いる状況にどのような対応を考えているのか、お伺いをいたします。

以上の3点です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「介護施設利用者の負担増における影響について」3点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「静寿園入所者の8月以降分の負担増に該当する人数と1人当たりの増加分がいくらになるのか」とのお尋ねがございました。

介護保険制度では、特別養護老人ホームやショートステイ等を利用する方の食費・居住費については、所得の低い方への負担を軽減する補足給付を行っていますが、本年8月から利用者負担段階の細分化と対象となる方の資産要件、食費の基準費用額および負担限度額が見直しされました。内容は、食費の基準費用額が日額1,392円から1,445円に、年金収入額等が80万円以下のショートステイ利用者は日額390円から600円に、年金収入額等が120万円以下の利用者は日額650円から千円に、120万円を超える利用者は日額650円から1,300円に変更、年金収入額等が120万円を超える施設入所者の食費については、日額650円から1,360円に見直しされています。また、資産要件では、単身者で1千万円までの預貯金等であれば負担軽減の対象になっていたものが、年金収入等の額に応じて預貯金額が650万円、550万円等に引き下げされています。

静寿園入所者で負担軽減の対象となっている方は、7月以前は49名、8月以降は47名で、うち負担限度額の見直しにより負担が増えた入所者は12名おります。この中で最も大きく影響を受けた方は月額2万3,850円、年額では28万6,200円の負担増となっております。1人当たりでは月額2万1,764円、年額で23万9,400円の負担増となっております。

2点目に「8月以降、利用者や施設などから負担増に伴う相談などはなかったか」とのお尋ねがありました。

負担限度額の要件の見直しに伴い、負担が増えた利用者等からの相談については、毎年4月に全戸配布しています介護保険の利用の手引きで変更内容を周知し、申請手続きに来町された際にも、8月から年金収入額等や預貯金等の資産状況によって負担限度額が変更するため、食費の負担額が増えることがある旨説明していたこともあり、これまで相談等

はございません。

また、施設側にも確認をしましたが、見直しにより毎月の負担が増えた入所者はいます。が、まだ本人の年金収入額等で賄える範囲内ということもあり、入所者や家族等から相談はないとのこととあります。

3点目に「町として、このような低所得者に対する負担増を強いる状況にどのような対応を考えているのか」とのお尋ねがありました。

介護保険制度の創設から20年以上が経過し、この間、幾度となく制度の見直しが行われ、介護サービス利用者は1割の利用者負担から応能負担に変更されるなど、多様化するサービスへの対応、費用負担の公平性を確保しながら、制度を持続していくための取り組みを行ってきました。第8期の本町の介護保険料基準月額が5,650円、第7期と比較しますと800円増加し、第9期以降についても保険料の増加が見込まれている中、サービス利用者の負担も今後ますます増えていくことが想定されます。今後も社会全体で介護保険制度を支えていくためには、制度を健全に運営していくための財源となる国や北海道、保険者、被保険者の負担割合を含めた制度全体の見直しについて、北海道とも連携しながら国への働きかけを行っていきたいと思います。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） それでは、いろいろありますけれども、このあとのこともありますので、本当にちょっと限られた範囲での再質問ということで、2、3点伺いをいたします。

まず一つは、今、答弁書でもありましたように、基本的には、こういうふうな現状というのは私が思っているような、いわゆる負担増の範囲というのが示されました。そして、そういう中において、いわゆる静寿園における、そこで影響を受ける方たちの状況も一定程度、私もちょっと調べさせていただきまして、静寿園の関係者の方ともちょっとお話をさせていただきながらきた経過にもありますので、そういった点においては、本当に答弁書で述べられている中には間違いがなかったな、いわゆる共有できるもの、いわゆる前段として共有できるものがあるというふうに思っております。ただいかにせん、ちょっと踏み込んだ話になるかもしれませんが、静寿園に対しては、本町も経営支援ということで2千万円の支援を行っている。そういうことが施設として、施設側のいわゆる経営される方々においては、今回このように食費が上がって入所される方に対する負担増がどう、いわゆるそこに支援を求めた時に、町からもし仮に支援があった時に、そこら辺、やっぱりすごくこう悩んでいるとか、食費が、いわゆる年金の範囲の中で当面は補っていくから、まだ問題はないけれども、これがどこまでこういう状況が、もし仮にもっといくようなことになればやっぱり当然またそういう、今なんでもない人たちも、影響のない人たちももしかしたらそうじゃなくて、そういう人たちだけじゃなくて、もっと大変な環境にある人たちが施設を利用できなくなるようなこともやっぱりどこかで考えていかなければいけない。そういうところにも思いを巡らせなきゃいけないということ等々を考えた時には、やはり何らかの、最後の答弁で町長が今おっしゃられましたけれども、いわゆる国の制度そのものの改善も含めて、これはもうなければ全然かなうもんではありませんけれ

ども、緊急避難的にでもこの負担軽減に対して支援していくかということであれば、やはり町の支援ということになるのではないかと思います。しかし、今先ほど言ったように前段で2千万円の支援をいただいていると。そして仮にさらに負担支援をということになると非常にやっぱりこう施設側としては心苦しいというのか、いわゆる町民の、本当にそこまでお前ら本当にちゃんと経営をやっているのかという問題も含めて、やっぱり非常にこう心配しているという状況は現実にあるんだと思います。だから、そういうものもちょっと前段で頭に置きながら、ちょっと質問させていただきたいんですが、この社会福祉法人等が施設を運営する中での利用者のサービスにかかる負担軽減策、いわゆるこれは厚労省の方でも取り上げていたとは思いますが、僕もだいぶん前にもちょっと質問したような経過があったかと思うんですが、低所得者に対する介護保険サービスにかかる利用者負担額の軽減制度というものが、この近隣でいけば北見市なんかもこれをやっているんですが、こういうものに対しての本町の対応はどういうふうになっているのか、ちょっと先にお伺いをしたいと思います。お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 社会福祉法人等による利用者への負担軽減制度のことだと思いますけども、本町では今年度その部分を整備をさせていただいたという経緯でございます。こちらにつきましては、社会福祉法人等という部分は低所得者の負担軽減を行うに法人、本来の使命という部分のもと、低所得者への介護保険サービスの利用促進の点からも事業化するというふうに定められているものでございます。それでこちらの部分につきましては、社会福祉法人の方で1%程度の、本来の利用者負担にかかる費用の1%プラスそれ以外の部分で10%ほどの費用がかかるようになって、要は社会福祉法人と町でそれを補う形になる制度でございますんで、一応、社会福祉法人の方でも費用負担が発生するということで、今の社会福祉法人の方からいってみますと先ほど議員さんおっしゃってましたように、町からも財政的な支援をいただいているその上で施設独自で軽減策を反映させて、それに伴って、また町にも負担増になるという部分で、ちょっとなかなか踏み出せていないという状況は確認させていただいているところでございます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 今、課長が答弁された本当にそのような中身で、施設側の考え方としても、そういうことがある。実は、これ、今どこまでこういうふうに言っているのかなと思いがいたんですが、施設の方から仮に利用者負担軽減の取り扱いについて、どういうふうに実質、もしなつたとしたらということで、いろいろ話をさせていただいた中で、やはり軽減額を試算して、48人、これを元にね、していただいたんですが、その中でいけば、月額で51万、いわゆる年間換算で612万、600万ちょっとが、いわゆる負担軽減の金額になるだろうと。その中でいくと仕組みからいくと、この国の言っている仕組みを利用しながらいくと、いわゆる1%までは法人負担分としてしなきゃいけない。そして残りの1から10%の分については法人負担分と町と道で2分の1ずつ負担すると。そういうことから今回の分を10月分を計算していただくと23万1千円ぐらいの法人側の負担になるんだと。法人側としても、それだけの負担を覚悟しないと、町からはしたらどのぐらいの助成、いわゆる負担にするかといったら27万8千、いわゆる10%を超える分は全額であり、1から10%の範囲の先ほどの2分の1というのを折半する訳ですから、

それを合算すると、今回でいくと27万8千円ぐらいがひと月、10月分でいけば負担になると。そうすると課長が言われたように、町から2千万の経営の支援を受けていながら、仮にまたさらに法人はそれでもなくてやっていくのに大変なのに、1割の、1割というか、20数万の負担もしながら、そしてまたさらに町からということになると、とってこれは無理でないかと。そういうお話がやっぱりあるんですね、やっぱり現実の問題で。これは私もその時に施設を本当にきちんと残して経営をしてもらわなきゃいけないということと同時に、施設がこれでなくなってしまうと、そこに対する支援は必要だということと、もう一つはやっぱりそこに利用している人たちがどうなんだということも合わせてどこかでやっぱり考えていかなければ、今はいいとしても、いろんな人たちがいるということも含めて考えると、特に特養という範ちゅうから考えると、やっぱり求められてくるんじゃないかなと思います。だからその点での対応というのは、やっぱりどこかできちんとしていかなきゃ、しかるべき適切な対応をとっていただかなければならないんでないかなというふうに思いますが、そういうふうな難しい、例えば静寿園の方でいくと、今回がなんでその年金額の範囲内で収まっているかという、いわゆる居住費が、いわゆる多床室で、多床室型で非常に安い。そのことでユニット型の個室型になると全然それではもう年金の範ちゅうで収まらないことということにはもう目に見えていえるんですが、訓子府の場合は、たまたまそういう多床室の範ちゅうで運営されているからなんだということも含めて考えると今年は何とか乗り切っていても、今後に向けてはやっぱり不安材料としてあるんでないかなと思います、その点についての、先を見越した中での、先ほど制度も検討するということになっていますが、もう一度その辺の見解なんかもちょっとお聞きしたいかなと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今、議員おっしゃったように、施設側ともその辺の話はさせていただいてございます。議員おっしゃいますように、訓子府静寿園につきましては、従来型の多床室、ユニット型じゃなくて多床室という部分があって、居住費につきましては、ユニット型より低料金で利用されているという実態があります。そして、静寿園の方との話の中では、今現在、負担軽減、そういった負担軽減をしなければ施設に入所できない方は、そういった困窮に陥るような事例の方はいないというふうに聞いております。今後そういった部分では、いつになるかわからないですけども、近い将来、そういった方も実際出てくる可能性もありますんで、最後に町長が申しましたように、これは制度的な問題が大きい部分というふうに感じておりますんで、これについては、道とも連携しながら国の方に制度自体の見直しという部分を要請というか、そういう活動をしていきたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 今、課長がおっしゃられたように、先を見通しては、やっぱりそういうふうな対応というのは今、最後に町長にもちょっとお答えいただきたいと思うんですが、やっぱりそういうふうなことというのは一番基本になってはくるんだと思います。ただ、そこが言ってすぐ変わるものでもないから、なかなか国の方の制度改善というか改革というか、そういうものっていうのは、なかなか今日言って明日から変わるというものでもないというのもまた現実のものとしてありますので、やはり何と言っても、私も特に昨

年、今年にかけて、あとからこのプロジェクトの関係で、それはちょっと言おうと思ってはいたんですが、町民の方からいろんなお話を何件か伺っていく中で、やはり、特に60代後半から70代、80代の方にかけては、やはり介護の問題、介護施設の問題、そして、そこに伴う負担の問題、これに対する、ちょっと話聞いてくれというので、かれこれこの2年ぐらいで、90人、九十五、六人の方からちょっといろんな話を聞いているんですが、ちょっとまとめてみたんです自分なりに。したらやはり相当やっぱり大体まとまるんですよ、その困っていることの、大体一致すると。その大きな3割、4割というのは、やっぱりこの介護の問題、老後の問題、その話が主でした。その人たちはやっぱり心配しているのは、施設に入っている人ではないです。今もう施設にも入らないように、年金も少ないけれども、年金をカバーするために80になってもパートに行っているんだって、そういう女性の方もいます。そういった人たちからちょっと来てということで行って話を聞く中では、やっぱりこれ以上負担が増えるとどうやっていけばいいの。いやわかるよって、国の制度が悪いというのはわかるんだけど、実際問題でどうすればいいのって。80超えた時の、そしてまた独り身なんです、やっぱりそういった方たちに本当にこう寄り添える施策というか、ものはやっぱりどこかで手を打たなきゃいけないのかなという思いがあって、今回こういう質問になったんですが、特に補足給付なんていうのは、元々2005年の10月にこの介護保険の施設入所やショートステイの食費とか居住費が全額自己負担になりましたよね、これに伴って、低所得者の方たちには、それじゃ負担できないんだから軽減する措置をとろうということのできた補足給付の制度なんです。それを国会の議論もなくできるように、政府の都合でできるような仕組みに変えてしまった前々内閣がやってきたことが今になってやっぱりこういう形で議論もなしに現場に押し付けられるような形になってくるんです。だからそういう理不尽さも考えた時には、そこで住む人たち、そこに心配する人たちをどう守っていくかという役目は、やはり地方自治体にあるんでないかな。せめてそこはまずは頑張らなきゃいけないのかなということもありまして質問させていただいているんですが、まずはどうするのか、この辺については、当然、施設と十分な協議はしてほしいんです。まず、今後どうするかも含めてね、施設等の意見をやっぱり交換しながら、やっぱり施設が一番気にしているのは、周りの町民の施設に対する目なり声、これが非常に気になっているところでもありますので、そういった部分も含めて独自の、施設としても施設負担分を含めた町の助成ということ。いわゆる国が進めているような負担軽減策でない場合、いわゆる法人独自の軽減措置というのは当面なく、独自の町の支援というものがあるんだったら、それはいいのかなというふうな、そういう何か思いもちょっと見え隠れするところもあったんですが、いずれにしても何かの対応が求められないかどうかをちょっともう1回お聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 介護保険ができて21年たつんでしょうか、当初1割負担の状況がどんどん変わってきている。そして国の改悪状況というのは、今、議員も質問で出したとおりですし、そして、低所得者に対する配慮も取り去る。そしてさらにもっとひどいのは差し押さえしてるところあるんですよ。これが大体全国で2万1,578人にのぼって、これ2019年度です。これらの人は年金から天引きされるという状況ですから。実際にはひどい状況が起きていると。これは国会の議論通してない訳ですよ。そして、勝手にや

られている訳ですね。その責任、市町村でやるべきですかねこれ。これね、やっぱりね、堂々巡りですけど、現実的にわかりますよ。ただね、あらためて地元代議員は道路だとかいろんなことにはね、農業のことでは熱心だけね、これちょっと福祉制度全体について、地元の代議員はもちろん、今、斉藤さんがね、公明党で副代表して国土交通大臣なんですよ。彼が政調会長の時にね、公明党の政調会長の時に僕は直接直談判したことがある。介護保険料の例えば今回も800円上がったという話をしますけども、これいつまで続けるんですかと。そうすると今でも忘れませんが、町村の負担も増えるから一概に介護保険料を下げるだなんてことにならないんですよ、こんなレベルですよ。だから福祉の党の公明党、自民党、私どもの支部もあるようですから、含めてですね、今のこの介護保険や福祉政策全般に対する地元の自民党、あるいは公明党の役員の皆さんに状況を聞いてもらいますよ僕は。それでないとね、何でも足りないから町で負担すれとかね、町でやるという、この考え方がね、いつまで続くのか。もう既に介護保険制度そのものが崩壊しつつある訳ですよ。その上に立って、今、工藤議員がおっしゃっていることに自治体としてどこまで対応できるかということね、詰めていかなきゃならないというふうに思っています。2千万の補助があるからできないということがありますが、それは法人には2千万以上の支援は難しいと。例えば施設を補修するのに400万ぐらい付け加えてくれという話については、私は直接聞いていませんから、それは認めない。ただ今、それに関連して入所者のこういった状況についてどうなのかということは別枠ですから。あらためてですね、担当課も含めて施設長と話をしてですね、本当に必要な措置がどういうことなんだと。金額的にいったら27万なんていうのはね、できない金額ではないですよ。ただ根本的にこれでいいかという問題を抜きにしては私はできないというふうに思いますので、これらも含めて前へ進めていきたいと思いますのでご理解願います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 最後に町長にそういった部分の回答も含めて、どういう考え方が、いわゆる介護保険制度の存続ができるのかも含めた質問をしようと思ったんですが、今、答弁もありましたんで、この問題については終わりたいんですが、一つだけちょっと確認として、先ほど負担軽減のいわゆる利用者負担軽減の協議を来年度するというか、そういうふうな話もされたようなんですが、ぜひそれはやっぱり制度として、ぜひ作っていただきたいと。十分、不十分という問題はあるかもしれませんが、やっぱり制度としては、やっぱりちゃんと作っておくべきでないかなと思いますので、これは施設側との協議は本当に必要になるんですが、そういう部分も含めて、やっぱり利用者側のことも考えると、やっぱりあるべき姿じゃないかなと思いますので、その辺ちょっとお願いしたいんですが、その解答と、もう1点が先ほど今、町長、負担の問題についてもちょうつと言われましたけれども、年間にしますと月の負担でいきますが、年間にしますと町のそうなってくると負担が約330万ぐらいになるということなんですよ。10月分を基礎にすると。だからそのぐらい、それに施設側の負担が278万が法人側の負担になるということになりますので、年間612万、600万弱になるんだと思うんですが、そういった負担はあるということで、ちょっと頭の中に捉えておいていただきながら、先ほど言った負担軽減のための制度を本当にこうやれる、やってほしいという思いにどう向き合うのかを最後にちょっと確認させていただきたいということです。時間の問題もありますので、そ

の程度で。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員のご指摘のことはご指摘のとおりだと思いますけども、やっぱり施設側とちょっと協議しながらですね、どのような対応ができるのかということをしてできれば予算措置に反映できればですね、やっていかなきゃいけないと思いますけども、ただ、冒頭から申し上げているように、このままでいいかという問題があります。やっぱりねみんなね、施設側も含めて、何度も言っているんですけども、やっぱり国や北海道に対して、このままじゃいけないって声を上げてくれと。町長が上げるだけではなくて、これは議会も当然ですけども、施設側も含めてですね、みんなでやっぱりこの現状を打破していこうという声を上げなかったらならないと私は思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） この問題については、これで終わりたいと思います。一番懸念するのは、今、入所されている方だけではなくて、本当に入居したいけれども、本当にできるんだろうかという、そういう心配をされている方がいるという現実も踏まえていただきながら、この問題については対応していただきたいなと思っております。

次に、二つ目の質問ですが、第6次訓子府町総合計画後期重点プロジェクトについてということであります。

本町は平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とした「第6次訓子府町総合計画」を策定し、平成29年度から令和3年度までの5年間で重点的に取り組む施策については「前期重点プロジェクト」と位置付けて取り組んでいます。

この度、令和4年度から令和8年度までの5年間で「後期重点プロジェクト」とする計画の案が示されましたが、次の点について見解を伺います。

1、前期5年間の取り組みの検証はされたのか。

それぞれ三つの重点プロジェクトの取り組みにおいて後期に向けた課題はなかったか。

二つ目です。これからの5年間を見通すとき、示された三つのプロジェクトはどれも必要だと考えております。しかし、その中で、特に重要と考えるのは「安心して住み続けられるまち」プロジェクトではないかと思います。

高齢者や障がいを抱えている方、さまざまな要因で経済的に困窮している世帯など、一般的に生活弱者と言われている方々の状況がより深刻になってくるのは現状から見て避けがたいと思います。

プロジェクトで示している高齢者や障がいのある人の活動支援だけではなく、生きづらさを抱えている人たちの暮らしや健康をどう支えていくのかという視点もより求められてくるのではないのでしょうか。

この点についての見解をお伺いいたします。

三つ目です。今後5年間の後期プロジェクトの取り組みにあたって、どのように町民の理解や協力を得て行おうとしているのかをその考えを伺います。

以上、3点です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「第6次訓子府町総合計画後期重点プロジェクトについ

て」3点のお尋ねがございました。

1点目に「前期5年間の取り組みの検証はなされたか。それぞれ三つの重点プロジェクトの取り組みにおいて、後期に向けた課題はなかったのか」とのお尋ねがございました。

重点プロジェクトについては、第6次訓子府町総合計画を策定した際、横断的、重点的に取り組む施策について設定したものです。

前期重点プロジェクトの検証ですが、各担当課に対してヒアリングし事業の実施状況を通じて内容を検証し、また、同時に課題についてもとりまとめを行ってまいりました。

検証の中では、各プロジェクトの事業につきましては、おおむね着手され実施されてきましたが、地元企業の就労促進において、企業や就業者の支援で一部事業内容の見直しの検討やスポーツ活動の推進においては、新しいスポーツセンターが完成しましたが、健康づくりに向けた運動指導事業の福祉と社会教育のさらなる連携強化の必要性、また、自主的な防災活動の支援のあり方など事業の改善や課題が出されました。

加えて、国が推進する脱炭素社会への取り組みや自治体のデジタル変革の推進の対応も重点的な取り組みとして課題となっております。それらの課題を後期重点プロジェクトに反映させております。

2点目に「後期重点プロジェクトのうち『安心して住み続けられるまち』で示している高齢者や障がいのある人の活動支援だけではなく、生きづらさを抱えている人たちの暮らしや健康をどう考えていくのかの視点もより求められてくると思いますが、その見解について」のお尋ねがございました。

雇用形態や世帯構成の違い、性別による賃金格差などにより高齢者や障がいのある方だけではなく、さまざまな理由や事情により生きづらさや将来に対する経済的な不安を抱えながら日々生活を送られている方が近年増加傾向にあることが国の調査からも伺えます。

国民生活基礎調査によりますと国民の所得から貧困状態にある人の比率を示す「相対的貧困率」が昭和60年では12.0%であったのに対し平成30年では15.7%、3.7ポイントも伸びております。

特に、世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯のうち大人が一人いる世帯、いわゆる「ひとり親世帯」の区分では、48.3%とかなり高い相対的貧困率となっております。

また、雇用形態では、特に非正規労働者を中心に新型コロナ禍が長引く中、収入面で影響を受けている人が多いとされていますし、賃金面では正規、非正規問わず賃金が伸び悩む一方で、最近では食料品の値上げ、灯油価格の高騰などにより生活の厳しさは全般に及んでおり、これらの状況は全国的な傾向にあると思われます。

こうしたなか町では、コロナ対策に関しては、庁内でワーキンググループを設置し、職員間での情報や意見交換のほか、アンケートなどを通じて、非課税世帯等を対象とした「冬季生活応援事業給付金」「感染症予防対策くんねっぷ商品券事業」や、所得に関係なく「子育て世帯生活支援給付金事業」町外で生活する学生に対しても「ふるさと小包事業」の実施、全町民を対象とした商品券の発行や町内事業者に対して経営継続を目的とした支援事業など、生活や経済に対するさまざまな支援を講じてまいりました。

また、コロナ対応だけでなく、これまで日常的にも、窓口での相談業務や広聴活動などの中で担当を超えた情報の共有を図り、所得状況だけではつかめない町民の対応に努めて

まいりました。

今後におきましても連携を密にし、高齢者や障がいを抱えている方の支援や生きづらさを抱えている方への対応を続けていくことが必要だと思っております。

3点目に「今後5年間の後期プロジェクトの取り組みあたって、どのように町民の理解や協力を得ていこうとしているのか」とのお尋ねがありました。

後期重点プロジェクトにおきましても「強いまち」「人を育てるまち」「安心して住み続けられるまち」の三つのプロジェクトで産業、地域防災、教育、文化、福祉、移住・定住など多岐にわたる分野につきまして、限られた経営資源を計画的、効果的に活用し、重点プロジェクトで挙げられた各項目の事業を推進していく必要があります。そのためには職員一人一人が事業目的を意識し、また、同時に各事業の周知や町民ニーズの把握に努め、町民の皆さまのご理解とご協力も得て取り組みを進めていきたいと思っております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） それでは、本当にこれについても再質問ということで、1、2点になるかもしれませんが、ちょっと絞った質問をしてきたいと思います。

まず、これは先ほど言った、いわゆる施設利用者の負担増の議論とも結構こう被る部分があるんですが、この重点プロジェクト、今回、来年以降5年間の後期のプロジェクトということで、その案のような形で説明受けたことも踏まえて、ちょっと質問しているんですけども、先ほども前段の質問の中でも言いましたけれども、やっぱり町民の中、皆さん方から寄せられている声の多くはやっぱり、一つはやっぱりみんなも自覚していること、皆さん方も自覚していることなんですが、この5年間にどうこの訓子府が変わっていこうとしているのかというのをやっぱり捉える必要があるのかなと思っています。客観的に見てどう変わっていくのか、それはやっぱり誰しもが思う、いわゆる高齢化の問題、いわゆる高齢化率が、もうおそらく5年後には40数%になっていくというのは、もう明らかではないかなと思います。そしてさらには、経済の問題、いわゆる困窮の問題も含めて、先ほどの答弁にもありましたけれども、今の状況が続くのであれば本当にその困窮世帯というのは、いわゆる非正規の問題も含め、あるいはシングルマザーの問題も含め、さまざまな形で、そこにしわ寄せがくるようなことになっていくのではないかなというのは、もう誰しもが考えて、また当事者、その町の当事者の意見の中でも、そういう心配をされている方がやっぱり多いということでもあります。そういったことも含めて、この重点プロジェクトについて、やっぱり自分もこういう見させていただいて、やっぱりこの三つ目の安心して住み続けられる町、やっぱり訓子府に住んでよかったと思える町をどう作り上げるのかというのが、やはりこの地方自治の原点、趣旨から、本旨からいっても、ここは大事にしていかなきゃいけない。そこをしっかりとすることで、本当にこの町に住んでよかったということになる。つながることになっていくということに、やっぱり確信を持った施策の進め方、打ち立て方というのが必要になってくるんでないかなというふうに思っています。

それと合わせて、これに伴う、町民に向けての発信の力、いわゆる訴える力。いろいろあるけれども、まずは安心ですよ、大丈夫ですよ、何かあったらという、町を頼ってくだ

さいっていう、そういう発信力も含めた、その工夫も含めた、そういう考え方をこのプロジェクトを遂行していく中で、進行していく推進していく中ではやっぱり求められてくるんでないかなというふうに思いますけれども、まず概略的な、その大きな大枠での、そういう私は考えを持っていますけれども、それについていかがでしょうか。ちょっと考え方があれば。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 今、ご質問があった部分ですけれども、背景としてはですね、ご指摘のとおり国の進めている経済政策ですとか、社会保障政策、それから雇用の問題が背景にあって、困窮に苦しんでおられる方がこれからも増えていくのではないかといたった状況だと思っております。それにつきまして、町としまして、地方自治の本旨の話が出ましたけれども、住民自治、団体自治、そこは意識しながらですね、政策を進めていかなければならないと思っていますけれども、まず行政としまして、今まででもですね、町民の相談、これは窓口、日常的な窓口、それから夜間町長室、それから各種、民生委員の方ですとか、各種関係の行政委員の方、それから福祉保健課ではですね、何でも相談室を設置してですね、できるだけ聞き取ろうという努力をしてきてまいりました。こういったこともですね、これからさらにPRしながら、発信力のお話がありましたけれども、もし発信力が足りないとなればですね、この辺、もう一度ですね、住民の方にですね、こういった制度があるよということも含めて力を入れていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） そういった形で、少なくとも十分じゃない制度でも活用の仕方によっては、本当に例えばいろいろ生活保護の問題、就学援助の問題、介護の問題、障がい者福祉の問題、やはり国の制度に、今ある制度にもう乗っかることによって助かる人たちもいるんでありますから、そういった部分も含めて、こういうものが本当にわからない人たち、理解なかなかできない人たちも結構おられるということをも十分頭に入れながら、いろんなものを発信していく。あるいは寄り添うという部分も含めて、より求められていくのかなというふうに思っていますので、そこら辺はよろしくお願いをしたいと思います。一つ、具体的な中で、今回のプロジェクトの中で三つ目の今言っている安心して住み続けられるまちプロジェクトなんですけど、誰もが安心して暮らせる環境を作る中で広域的な支援体制ということが出てます。これはいわゆる定住圏の中身だと思うんですが、これも当然、定住圏については、賛否いろいろありますけれども、いずれにしても1市4町で今、進めている中で地域生活支援拠点等の整備というのか、そういうことが何か説明があったんですが、ここら辺の取り組みなんていうのは、今現在、定住圏の中でどのように、コロナがあつてなかなか大変だったというのものもあるんですが、この方向なんかはどうなっているのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） ただいま、1市4町でやっております北見圏域の地域生活支援拠点等の部分の現状のお話がありました。こちら障がい者等の相談窓口等のという部分も含めまして、本年の4月に北見市の方に施設がオープン開始されてございます。そして、先ほど工藤議員もおっしゃってましたけども、コロナ禍の影響でなかなか活動という部分はできていない部分もございますけども、基本的に、こちらの方、障がい者等から

の相談窓口、それとあと自治体ですとか、各種事業所等からの困難事例とかの助言を求める相談ですね、そういった部分と合わせまして、あと地域のグループホームですとか、短期入所者の空き状況などを確認して、そちらのセンターで一括そういった情報を把握しまして、緊急に入所が必要なんですとか、そういった相談がきても提供可能な状況を整えているという活動をしてございます。あとそのほかに自立支援協議会というような組織も立ち上げまして、地域の課題を共有する場を設けて行ったりですね、あとセンター職員が自治体に出向いて活動の現状報告ですとか、あと自治体の状況等の現状を確認にあたっております。あと毎月センター職員の方からも自治体の方に困った案件とかはないですかという連絡も随時きておりまして、10月末現在ですけども、こちらの北見地域機関相談支援センター「ささえーる」という名称でオープンしてございますけども、10月までの相談件数が175件あったそうでございます。当然いろんな障がいの方から相談があるようですけども、本町の方からも3名ほどの相談があるというふうに聞いてございます。あとそのほかに、こちらは第1次拠点施設という部分で相談窓口等を担当している部分になりますけども、第2拠点としまして、美幌療育病院の方が第2拠点として整備されてございます。こちらの方では、病院の方に作業療法士さん1名を配置増員しまして、この圏域、1市4町のこども園とか保育園、あと小中学校の方に、その作業療法士さんが派遣で来まして、発達障害等の子どもたちへの対応の状況を確認してもらい、助言をいただくという事業も行っているということでございます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） そうすれば、言ってみれば、この役割というのは、そこに置かれている、拠点として置いている北見にある「ささえーる」というところは、いわゆるコーディネーターというか、そういう調整というか相談窓口であり、調整をしていくという、そういう役割を持っているという、そこには、例えばこれの目的としては、障がいのある人の重度化だとか高齢化、親亡き後を見据えたサービスということの推進ということから考えると、本来であればそこにそういう施設のようなものがあって、なかなか受け入れる部分がないとか、あるいは事情によってはそういうところでみていただきたいというふうな形の施設があるということではないということであっていいのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 申し訳ありません、グループホームも併設してございます。居室まではちょっと確認できないですけど、男女別のそういったグループホームの部分は設けてございます。申し訳ありません。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） これは自立圏の中での協議ということになりますから、なかなか各自治体が直に運営するとかということにはなりませんけれども、運営に関わるということは難しい面があるかと思えますけれども、当然ここに特別交付税という形で、中心市には8,500万、そして1市4町の4町には1,500万ほどの交付税入れるという話になっていたんではないかと思えますんで、そういうことも含めて考えると、やはりこの機能というのは、もうちょっと充実させるというか、さらにね、充実させるような方向で、やっぱり各町からもっともっと声を上げていくとか改善に向けた努力を一緒になってやっていくということなんだろうけれども、していくことが、そういう心配

事を抱える人たちの悩みに応えていけるような、そういうものにしていったほしいなと思うんですが、そういう点も含めて、時間もありませんので最後にしたいんですが、町長からの答弁いただきたいんですが、そういう面も含めて、先ほど言いましたけれども、やはり今、求めているのは、町民が求めているのは、皆さん方が言うように、ある一定程度の、いわゆる何て言うんですか、ハードはいいだろう、もう見えてきたねと。やっぱり残るのはソフト面。どうやって私たちの命や暮らしや、もっと言えば、毎日の日々の暮らしという生活、このことに対しての安心感がもたしてもらえるのかなというのがやっぱり切なる思いの方々がたくさんいる訳ではないんですが、訓子府ね、約2千弱の世帯、そして人口四千数百人の中の多く8割、9割がそういうことじゃないんだけれども、でもやっぱり何割、何%かは、やっぱりいるのは確実なんです。たまにこの間もあったのが、もう年金だけではどうにも食っていけなくなったから生活保護なんとなかならんべか、相談のつてくれないかという話もきたばかりなんです。そういう男性の方もいたということも含めて、やっぱりそういう人たちは、なかなか自分から表に、役場に行って相談するということにも向かないんですね、そういう傾向の人はやっぱり誰かがいって聞いてくれといっではじめて言うてくれるような、そういう方たちでありますので、そこらに対する対応も含めて最後に町長の考え方を聞かせていただいて終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 新しい総合計画の後期の重点プロジェクトの中で安心して住み続けるまちをどう作っていくのかという意味での提案だというふうに思いますので、大切な視点だということは、私も変わりありませんし、今後もそれらを多くの人たちが安心して住み続けていけるような状況をどう作るのかということをもさらに深めて広げていきたいというふうに考えています。

広域圏の定住圏の話も出ましたから、ちょっとその部分は触れておきますけども、一つは、ささえ一の問題です。これはね、僕も行ったことないんですよ、職員にね、連れて行きなさいって今言っているんですけどね、多くの人に施設見てもらってね、そして、どんな機能をさらに充実していけるのかって具体的なやっぱ提案していく必要があると思います。これはね、これからも努力していきます。

それから広域圏の問題でいくと、例えば新型コロナワクチン接種ですね、これはね、定住圏ならずね、今回のこの出来事では、この1市4町の協同した取り組みというのがあったからね、うちは安定的にワクチンの接種と、そしてその体制ができたということも事実ですから。ワクチンの余ったものについては、北見に提供して、私どもの町でも受けていない人たちが北見で接種ができるような状況も作り上げたということはね、やっぱりこの広域圏の力だと思いますし、これから予想される点では、高校の配置の問題です。これは1市4町それぞれの課題抱えていますから、訓子府高校だけではなくて、道立高校の配置の問題を市町村長が協同してどう捉えていくかということが一歩踏み出そうとしていますので、こういったことも含めてですね、それぞれの町の自治体のあるべき論もさることながら、さらに1市4町が共同でできることの可能性をですね、これからも深めていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。昨日の道新で道内の5市町村が限界自治体なんていうことを65歳以上が50%を超えるという、これは大野晃さんがとんでもない論文を発表しちゃったから、これもう使うんだけどね、

だけど、うちの町も40%うんぬんというのは事実ですから、しかし自治体として、高齢人口が増えたから機能しないなんていうことになりませんので、ここは確信を持ってですね、前へ進めていきたいと思います。ご理解賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） これで、まだちょっと十分じゃない、自分なりにはまだあったんですが、これで時間もきましたので終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 9番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので、参集願います。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

次に、8番、谷口武彦君の発言を許します。

谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 8番、谷口です。通告書に従いまして質問させていただきます。

子どもたちが安心・安全に生活できる環境づくりの考えは。

子育てするなら訓子府として、移住定住に大きく貢献している子育て政策ですが、子どもを持つ町民の皆さまから行政へ届けてほしいという声はまだまだたくさんあります。

以前に回答をいただいた点もありますが、未来を担う子どもたちが安心・安全に生活できる環境づくりや今後の取り組みについて伺います。

一つ、犯罪と子どもの見守りのために設置して、1年半ほどが経過した防犯カメラですが、活用された事例、設置後の検証と課題は。

二つ、子どもたちの通学路などの今後の見守りや安全に考慮した新たな取り組みの考えは。

三つ、子どもインフルエンザワクチン予防接種費用を一部助成している中、数量が少なく希望しても接種できない方が多いと聞きますが、医療機関と状況確認や情報の連携は取れているのか。

四つ、児童センターゆめゆめ館の自由来館を再開させる見通しは。

五つ、令和2年第3回定例議会で屋外体育施設などのトイレ整備を改修計画に盛り込むと答弁がありましたが、現状と今後の考えは。

六つ目です。3月定例議会で、高校生の医療費無償化について検討する時期に入っていると答弁がありましたが、今後の考えは。

以上、6点について伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「子どもたちが安心・安全に生活できる環境づくりの考えは」について6点のお尋ねをいただきました。教育長へのお尋ねもございましたが、私の方からお答えをさせていただきます。

1点目に「犯罪と子どもの見守りのために設置して1年半ほどが経過した防犯カメラで

すが、活用された事例、設置後の検証と課題は」とのお尋ねがございました。

防犯カメラにつきましては、昨年8月から運用を開始し1年4か月が経過しました。この間、活用された事例は、事件・事故等の捜査のため、警察から2件のデータの提供依頼を受け「訓子府町防犯カメラ画像提供に関する協定」に基づいてデータの提供を行っております。

設置後の検証と課題につきましては、設置した3か所で現在まで不審者情報等はなく、これは抑止効果によるものが大きいと考えております。今後も引き続き効果検証を行い、事件・事故等の状況、警察や地域住民の声なども聞きながら、また、プライバシーの配慮にも十分留意し、防犯上必要な場合は新たな箇所への設置も検討していきたいと考えております。

2点目に「子どもたちの通学路などの今後の見守りや安全に考慮した新たな取り組みの考えは」とについてのお尋ねがございました。

近年は、子どもたちが事件・事故に巻き込まれる事案が多発しており、特に今年6月には千葉県八街市においての下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生したところです。

子どもたちの通学路の安全対策として、学校では、安全確認指導や通学路の危険箇所を点検し、周知するなど校外生活指導を実施しております。

また、子どもたちの登下校時の見守り活動では、登校時の交通安全の立哨や見守り活動、こども110番の家、子ども安全パトロール隊など、地域の方々のご協力をいただきながら、見守り活動を進めているところです。

新たな見守り活動などとしましては、コミュニティ・スクールの町内事業所やグループなどの学校応援団活動としての「ながら見守り」により、事故や犯罪被害の防止の活動に取り組んでいるところです。さらには、本年9月には通学路の安全対策のために学校・道路管理者・警察などで構成する「通学路安全推進会議」を設置し、町内で注意喚起が必要な場所の安全点検を行ったところです。

これからも、家庭や地域、関係機関と一層連携を図りながら子どもたちが安全に通学できる環境づくりに努めてまいります。

3点目に「子どもインフルエンザワクチン予防接種費用を一部助成している中、数量が少なく希望しても接種できない方が多いと聞きますが、医療機関と状況確認や情報の連携は取れているのか」とのお尋ねがございました。

子どもインフルエンザ予防接種につきましては、任意予防接種ではありますが、インフルエンザの発症および重症化の予防のため、本町では1歳以上中学3年生までのお子さんを対象にインフルエンザの予防接種費用の一部を助成しております。

厚生労働省では、今シーズンのインフルエンザワクチンについて、昨年よりは供給時期が遅めになるが、例年の使用量に相当する程度は12月中旬までに継続的に供給されるとの見通しを示しております。

本町の医療機関での製薬会社からのワクチンの供給は、昨年実績から一定程度は抑えられてはいるようですが、毎週一定量のワクチンの入荷があると伺っております。

しかしながら、全国的に昨年はインフルエンザの流行がなかったことから今年は流行するのではないかと、ワクチンの供給の遅れからワクチンが不足しているのではないかと

の憶測により、接種希望者が早い段階で集中しており、ワクチン接種の需要に対し供給が追いついていない状況であり、この状況は近隣市町においても同じ状況になっております。

このような状況から、地元医療機関と協議し、子どもに対するワクチン接種のため、一定量のワクチンを子ども専用に確保してもらい、子どもたちがワクチン接種をしやすい日時を指定するなど、医療機関と連携して子どもインフルエンザワクチンの接種奨励に努めてまいりますので、ご理解願います。

4点目に「児童センターゆめゆめ館の自由来館を再開させる見通しは」とのお尋ねがございました。

現在の自動センターゆめゆめ館につきましては、昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、留守家庭の児童が利用する「児童クラブ」のほか、それ以外の児童が利用する「自由来館」児童のうち、保護者の就労等により、どうしても家庭で見れない児童の受け入れのみとし、一般の自由来館児童の利用制限を行い、三密の回避、マスクの着用、手洗いなどの感染予防対策を行い、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見ながら運営を行ってきたところです。

児童センターの自由来館の受け入れにつきましては、なるべく早期に再開したいと考えてきておりましたが、最近の新型コロナウイルスの感染状況も緊急事態宣言の解除以降、新規感染者数も落ち着きを見せていることから、今後の感染状況にもよりますが、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を十分とりながら、冬休み明けには再開できるよう準備を進めておりますので、ご理解をお願いします。

5点目に「令和2年第3回定例町議会で屋外体育施設などのトイレ整備を改修計画に盛り込むとの答弁がありましたが、現状と今後の考え」とについてのお尋ねがございました。

本町の屋外体育施設につきましては、レクリエーション公園内に野球場、多目的運動広場、スキー場、そのほか町内にはパークゴルフ場、屋外ゲートボール場など11施設があり、屋外スポーツ活動の場として、町民の体力・健康づくりから各種大会まで町内外の多くの方に利用されております。

屋外体育施設のトイレ整備の現状でございますが、町内の屋外体育施設11施設のうち簡易型を含め、トイレを設置しているのは6施設で、多くは設置から年数が経過していることもあり、老朽化が進んでいる状況です。

公共施設のトイレにおきましては、当時の生活様式や衛生上の面から和式を多く設置してきましたが、近年、各家庭での生活様式の変化もあり、和式トイレに慣れていない子どもが増えている現状やバリアフリー化などの必要性なども認識しております。

これからの屋外体育施設のトイレ整備につきましては、老朽化するトイレ更新の際、施設ごとの利用実態を把握した中で洋式化などの適正な配置に基づきながら、次年度以降計画的なトイレ整備を行い、利用者に快適で衛生的な環境づくりを図ってまいりたいと考えております。

6点目に「3月定例議会で高校生の医療費無償化について検討する時期に入っていると答弁がありましたが今後の考えは」とのお尋ねがございました。

高校生の医療費無償化につきましては、新型コロナウイルス対策関連の経済対策で国において、大きな財政出動が行われており、今後、地方交付税をはじめ、地方財政対策が不透明な状況にあること、また、本年度から第5次行政改革にも取り組む中、今後の財政見

通しを立てながら、見極めたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

以上、お尋ねのありました6点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 今回ですね、この質問をするにあたり多くの子育て世代の保護者の方にお話を聞いてきました。答弁をいただいた中からですね、再質問をさせていただきたいと思いますが、今回少し変則的にお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

まずですね、今一番最後に聞きました高校生の医療費無償化から質問したいと思います。通院まで含めた医療費の無償化は管内の他の市町村はですね、中学生までがもう当たり前になってきております。本町でも中学生まで無償化ということで大変助かっているという声も多くですね、今回、子育て世帯の方に聞いたお話の中ではですね、やっぱり高校生まで拡充をしていただけないかという声も多くありました。答弁にはですね、コロナ禍の中で地方財政対策が不透明であるということを言われていますけど、中学生の医療費助成、ここ3年間で毎年150万円ぐらいの決算だったかなと思っていますが、高校生無償化にもしした場合、必要な予算はどのぐらいと計算しているかどうかわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 高校生まで対象とするとどれぐらいの金額になるかというご質問でございますけども、一応うちの方で簡単に推計をしたところですね、令和3年度の対象者で算定してございますけども、高校生の対象者が102人ございます。それで、うち国保の加入者が37名、そして国保以外の社会保険ですね、65人ございます。それで令和2年8月から3年の7月までの国保での利用状況を申しますと、およそ116万7千円ほどかかってございます。それ以外に社会保険の方が存在しますので、およそ1.7倍程度の人数になりますので、116万7千円に1.7を乗じまして、大体315万円ほどになります。そして、今、コロナ禍という状況ですので、診療控えとかそういった部分多少加味しまして、およそ350万円ほどかかるのかなというふうな推計をさせていただいてございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） よく高校生になると中学生の医療費より高くなるという話も聞いたことがあるので、やっぱりそれぐらいかかってしまうんだと今、数字の方を教えてくださいました。管内ではですね、10自治体ほどが、高校生といいますか18歳に達する日の以降の最初の3月31日までを条件などいろいろありますが、医療費の無償化を拡充しているというところは多くあるということも聞いております。今後ですね、所得制限なども含めて段階的に助成の制度の拡充なども検討していただきたいとは思いますが、町長の公約である高校生の医療費無償の拡充ということでありますので、任期最後の1年になると思うんですが、検討されているのか、ここは最後にちょっとこのことについて町長に伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） さっきの答弁でもお答えしましたとおり、コロナ禍の状況の中で国はもちろんですけども、膨大な支出をしております。これは国債のみならず起債も含め

てですね、そういう中で今、財政計画や合理化計画も含めて検討中でございますので、これらを見極めながら、果たして、今、350万の話が出ましたけども、これら含めて大丈夫かだということを、これを1回やりますと恒常的に毎年やるということになりますので、その決断をこれからしていかなきゃならないという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ぜひですね、高校生を持つ親御さんのですね、声を聞いていただいて前向きに進んでいただきたいと思います。

次にですね、5番目のトイレ整備の方に入りさせていただきたいと思います。

次年度以降ですね、計画的なトイレの整備を行うという答弁がございました。老朽化が進んでいるということで、それに伴う整備ということで、以前にもトイレの設置の個数をお聞きしたと思うんですが、あらためて洋式、和式、6施設ということで、その内容を伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいま、屋外体育施設のトイレの個数、また和式、洋式の種類ということでご質問がございました。町内に屋外体育施設というものは6施設でトイレを有しているのは6施設ございます。

まず野球場でございます。野球場につきましては、すべて和式の簡易水洗になりますが、男子が1、女子が三つ、小便器が3ということになっています。

次に、末広の多目的広場、これは屋外ゲートボール場でございますが、これにつきましては、簡易型のくみ取り式でございます。これにつきましては、男女共用で和式が一つ。さらに物置の仮設型ですが、これにつきましては、男女共用で和式が1、洋式が1ということでございます。

続いてスキー場でございます。スキー場につきましては、建物のロッジの中にございまして、男女共用で和式が1、洋式が2、小便器が1ということです。

続いて運動広場、レク公園の運動広場でございますが、管理棟およびソフトボール場のグラウンドに設置しておりますが、管理棟ではですね、建物の内部に、すべて和式で男子が1、女子が2、小便器が3ということです。ソフトボールのグラウンドの方にですね、離れの方に簡易トイレを1基設置しておりますが、これにつきましては、男女共用で和式が1ということです。

次に、テニスコート、訓子府中学校にありますテニスコートでございますが、これにつきましては、建物型になりますが、これにつきましては、すべて和式で男子が1、女子が2、小便器1、ここは水洗化されております。

最後にですね、パークゴルフ場でございます。これにつきましては、すべて簡易トイレ、また物置の仮設型でございまして、簡易トイレにつきましては、簡易水洗の洋式が四つ、物置型でございますが、これにつきましては、A・BコースとE・Fコース、それぞれに2個用のものが、それぞれ1か所、1か所ということで合計和式で4基ということになっておりまして、すべて合計しますと、トイレ大用がですね25基、うち和式が18で洋式が7ということになっております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ありがとうございます。トイレですね25基ということで、簡易式の洋式トイレも結構置いてあるんだなというのがあらためてわかったんですけども、子どもたちの中にはですね、以前、質問もしましたが、和式のトイレで用が足せないという方が増えているということですし、今後、整備の計画の中でトイレの改修の優先順位などが決まっているかを伺いたいのと、またですね、和式、洋式、どちらにもメリット・デメリットはあると思うんですが、改修するにも財政的な面もあると思うんです。今パークゴルフ場という話もありました簡易洋式トイレですか、それをですね、先にこう野球場などに設置するような考えはないのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいま、今現在設置しているトイレの洋式化等についてのご質問がございました。それと優先順位ということでございます。これらですね、特に簡易型で置いています簡易トイレ、また仮設の物置型のトイレにつきましては、ほぼですね、いずれも設置して30年以上経過しているものがほとんどでございます。考え方としては、まずは簡易仮設型のものにつきましては、老朽が著しいものから新規に更新していきたいという考えでございます。これら更新の際にですね洋式化、またスロープをつけるなど、また簡易水洗化にできる施設においては、それらも含めて検討していきたいということです。

次に、建物内部、今ご指摘ありました野球場を例にとつての質問でございますが、野球場につきましては、簡易水洗になっておりますが、現在はすべて和式ということです。これらにつきましては、野球場を使用している、特に児童・生徒の方々からはですね、そのご指摘のように、なかなか和式だとトイレがしづらいというようなことなどもご指摘を受けていますので、これにつきましては、いわゆる改修工事ということを念頭においてですね、洋式化へ対応を図っていきたいというふうに考えております。いずれにしても、これらトイレの環境整備につきましてはですね、バリアフリー化も含めて、またその適正な個数というものも見極めながら総合的に判断して順次取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 子どもたちの声ですね、利用者の声を聞いていただいて、高齢者の方にもですね、和式は厳しいという方もいらっしゃると思いますので、これから改修に合わせてですね、多目的トイレのようなものも男女兼用でもあると思いますので、そういうのも増やしていただいて、誰でも使えるような洋式トイレというのも進めていただきたいと思いますけど、またちょっと公共トイレの現状ということで、運動施設はちょっと夜使っていないと思うんですけど、暗くなると電気がつくというトイレがほとんどだと思うんですけど、ポケットパークや大橋にあるトイレだと思うんですけど、人感センサーによって、人が入ると電気がつくトイレではないのかなと思うんです。中にはですね、やっぱり電気がつくということは、人が入っていることがわかるということで、防犯的にも危ないんじゃないかと。人が入っていることがあるんで、ここに人が入ったよって、女子トイレだと特にそうではないかという声もありますので、そちらの方でもですね、ぜひですね、24時間つくようなスタイルをとっていただきたいなと思うんですが、そちらの方

はいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、公園のトイレの関係でございますけども、今、防犯上どうかというようなことでございます。トイレについては、いろいろ建てた時期や規模によって仕様が違っているということで、最近は人感センサーが節電の関係で主流かなということにもなっております。そのうち訓子府大橋の防災トイレは北海道の所有だということもありますけども、いずれにいたしてもあらためて施設、トイレの現状を確認してですね、対応について検討してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） トイレの整備、これからですね、本当にどんなふうになるかわかりませんが、町民にとって使いやすいトイレを整備をしていっていただきたいなと思います。

次に、4番目の児童センターゆめゆめ館のことについてお聞きしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよりますが、冬休み明けにはですね、再開できるという答弁がございました。待ち望んでいた保護者の方には大変うれしいニュースではないかなと思いますけども、先ほどありました今年度の児童クラブの登録数、それからですね、それ以外の自由来館でも保護者が就労等によって、特例というんですか、家庭でみることでできない児童の受け入れを行っていると思いますが、それぞれの今現在、登録者数がわかれば教えていただきたいのと、また、その二つの違いは何かを教えてください。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） ただいま、児童センターの現在の登録と児童クラブと自由来館の違いについてのご質問があったと思います。

まず、現時点の登録につきましては、児童クラブにつきましては49名、自由来館で保護者の就労等で通わせたいという形の登録の部分が9名ということになっております。

児童クラブと自由来館の違いという形の部分でご質問がありましたけども、まず、児童クラブにつきましては、保護者の就労等により日中留守家庭になる児童を対象に放課後の遊びや生活の場を提供と。時間につきましては、放課後から6時半まで。利用料金につきましては月額で2,400円。あと減免規定もあります。それと活動内容につきましては、部屋遊び、外遊び、遊戯室の遊び、行事、これは自由来館も同じですけども、そのほかにクラブの児童につきましては、学習支援、読書、自由遊び等があることになります。自由来館につきましては、自由な形で来館等をしてもらい、遊び場の提供という形で、遊びの指導や各種行事等をとおして児童の健全育成を図るという形の考えです。利用時間につきましては、放課後から午後4時半までの時間帯。利用料金につきましては無料。基本的には一旦帰宅してもらってから来館となります。一応違いにつきましては以上のとおりとなっています。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 児童クラブの方は今までと変わっていないのであれですが、自由来館の方がですね、そういうどうしても受け入れをしてほしい方を受け入れるということが、ちょっと知らない方も結構多かったものですから、わからないでそのまま自由来館が

できないという方の声もちょっと聴いてたことがあったので、ぜひですね、そういう、これから冬休み明けに再開するというので、そんなにないかもしれないですけども、そういうこともあるんだよということを周知をよくしていただいてですね、自由来館の方のどうしても勤労によって預けなければいけない方の周知というのもしていただきたいなと思います。

またですね、今回の補正もありますし、今までの設備投資等で遊戯室の換気扇なども新しく対策の方されると思うんですけども、児童センターとしての定員数は何名ぐらいと考えているのか、今のコロナ禍においての最大入っていい人数といいますか、またですね、今後自由来館を再開させた場合、人数の増加、特に冬になると段々暗くなっていくので、入館数も増えていくと予想されますが、今後増えた場合どのように対応していくのかを伺います。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） 先ほど自由来館の利用の関係の部分についての周知の関係については進めてまいりたいと思います。それと定員の関係です。条例等の定数については70名となっております。現在このコロナ禍において学校等でもそうですけれども、一定の間隔を空けながらという形で計算いたしますと、おおむね大体60名程度というのが一つの密にならないような感覚を空けての対応ができる人数でないかなということで試算はしております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 60名ほどが入るということですので、これから自由来館が増えても何とかなるのかなと思うんですけども、中を見た方によれば結構密に人がいるよという声も聞こえるので、少しですね、人数の時間帯を変えるなど、それも計画していただいて、なるべく密にならないような児童センターを運営していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、子どもインフルエンザワクチンのことについて伺いいたします。

今回ですね、本当に多くの方からインフルエンザのワクチンについてお話を聞きました。あくまでも任意接種になりますので、すべての方が打てるというものではないというのはわかります。情報がですね、いろいろ交錯しまして、入荷するという情報を知っている人が打てて、知らない人は打てないという話も聞いています。密にクリニックとか病院に連絡している方はわかると思うんですけど、もう本当にいつ入るかわからないという方は結構打ちたくても打てないという声を聞いておりますし、でも民間の医療機関ということで、なかなか難しい面もあると思うんですけども、予防接種の一部を助成している点からもありまして、いろいろ働きかけを行ってほしいと思いますが、昨年度の接種費用は何人分をみていて、どれだけ使用されたのかがわかれば。また今年度は何名分をみていて、また、それは対象者の何割ぐらいの想定をしているのかをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） インフルエンザワクチンの利用実績等のお話がございました。

まず、予算の数値につきましては、ちょっと調べてお返しいたします。実績につきまし

て、昨年度につきましては、小学生、中学生合わせまして１９６名の実績があります。それと今年度につきましては、１１月末の段階で１６２名、今現在、接種がされております。予算については後ほど。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○８番（谷口武彦君） 昨年度１９６名で今年１１月まで１６２名ということは、かなり去年よりは受けられているのかなと思いますし、せっかくの助成をしているということですから、地元の医療機関で接種してほしいと思います。そう働きかけていただきたいと思いますし、高齢者や大人の方の分も必要になってくると思うので、小学生は２回接種しなきゃいけないということですので、少ない量をどのようにしていくかという大変なことだと思うんですが、学校などですね、希望者を取りまとめていただけるのであれば、そのような働きをしていただきたいたは思うんですが、２回目ですね、１回目受けて２回目子ども２回目、小学生２回目受けなきゃいけないということなんですけども、１回目受けた人は２回目だけでも予約できるような、そのような対策を学校と医療機関と連携することはできないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 子どものインフルエンザについては任意接種ですので、あくまでそういう希望者がいれば任意で受けるという形で、学校とのお話がありましたけど、なかなか学校でその希望を取りまとめるということとしては難しいというか、というふうに考えているところでありますし、いずれにしてもこの町内の医療機関と担当は子ども未来課なんですけど、今年もそうですけど連携を取りながらやっておりますので、先ほど答弁、町長の方からしましたように子どもの優先接種の日を指定しながらも今年やっているという状況もあるんで、その中では、子どもたちが予防接種を受けやすいような環境づくりにはこれからも努めてまいりたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○８番（谷口武彦君） 今、お話ありました町のホームページとか子育てアプリですか、それSNSでですね、特例的なインフルエンザの情報を常に流していただいておりますので、今後、入荷状況などもわかりやすくしていただければいいなと思いますし、今年は本当に流行するんじゃないかという話もちょうとチラホラ聞こえてきておりますが、例えば中学３年生が受験する場合に本当に一番インフルエンザが心配だってこともあると思います。３年生だけではないですが、やっぱり受験生等にですね、今後のインフルエンザなど入荷情報なども詳しく広報していただければ十分な対応ができるんじゃないかなと思いますし、町の医療機関と連携してですね、少しでも打ちたい人が打てる環境づくりをしていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、２番目の子どもたちの通学路についての質問をさせていただきます。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） 先ほどインフルエンザワクチンの予算の人数等のご質問がありました。まず令和３年度につきましては２６７人、令和２年度は２７５人を予定して予算組みをしております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ありがとうございます。ではあと100人分の予算があるんだなということで、ぜひ皆さんに接種ができるようによろしくお願いいたします。

続きましては、子どもたちの通学路の問題ですが、本町ではですね、さまざまな見守り作業を行っているということで、本当にたくさんの皆さんが通学路の見守りをしていただいているということでございます

また、9月にですね、行われた通学路安全対策のための学校道路管理者、警察などで構成する通学路安全推進会議という会議を行ったということをお聞きしておりますが、その会議で注意が必要な場所ということが出ていると思うんですが、どのような場所で今後どのような対策をするかを検討されたのかを伺います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、通学路安全推進会議、9月の29日に開催をしておりますが、そこでの通学の危険箇所等の内容等についてのご質問があったと思います。

この通学路安全推進会議につきましては、先ほど回答にもありましたが、道路管理者でありますオホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所、それから町道であります町の建設課等々、それから学校関係者、北見警察署、教育委員会、それから交通安全を担当しております町民課、そしてPTA連合会、こども園ということでの構成で成り立っております。その関係各機関、団体からですね、通学路についての危険箇所等がございませんかということでとりまとめをさせていただきました。特に危険箇所ということではないんですが、注意喚起をする場所ということで2か所ほど出ております。1か所につきましては、居武士小学校区であります道道と縦線の旧コンビニエンスストアのところの交差点、斜めになっているということで、ちょっと見づらいということでの内容でした。これにつきましては、現場で合同点検をさせていただいたんですが、特に施設整備的には横断歩道もありますし、スクールゾーンの表示もあると。あらためて学校が近くにありますよということで数年前に看板を設置しているということで、設備的な面はないんですが、学校を通じて児童への交通安全指導を継続して行うということで合同で確認をさせていただいております。もう1か所につきましては、東幸町のいわゆる訓子府高校のグラウンドの横の道路ですが、これ非常にこう緩いカーブの坂道になって、見通しがあまりよくないということでもございました。ということで、これにつきましても、ちょうど今、消防の前の工事をしているところからんで、1点式の信号から止まれに変わっております。それに合わせてですね、この注意看板を上の方にも設置をさせていただいておりますので、設備的なものについては、これ以上のものはない。とりあえず必要はないかなということで、これにつきましても児童生徒への交通安全指導、学校を通じて行うということで確認をしております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 今、2か所の危険な、危険というか点検を行ったところをお聞きしました。ローソンの方は坂、坂ですか、山というんですか、いろいろやっていたかということであれなんですけども、訓高の下がってきた道といいますか、新しい新消防庁舎も工事をしているところでございますが、昨日の山田議員の質問の中で緊急車両と消防団車両が出入り口が違うので安全性を確保されているというところを答弁がござい

ましたけども、点滅信号から一時停止に変更されて改善はされているのかなと思います。それでもですね、まだ新庁舎建っておりませんので、今後どのようなことが起きるかまだわからない、車の通りもどう増えるかわからないということも現状ありますので、これからですね、そういう危険な場所が出てこいば、想定されればですね、随時、改善の方をお願いしたいと思います。またですね、保護者の皆さんからお話を聞いていますと下校時の通学路のお話もよく聞くことがあります。朝の登校時は交通指導員や地域ボランティアの方々が見守りをされているので、とても安心して登校はできるんですが、下校時は時間帯も違うので、なかなか厳しいのかなとは思いますが、特に冬などは日没も早いため、通学路が暗いという声をよく聞きます。街灯の増設などはいろいろちょっと難しいとは思いますが、少しでも明るい電球に変えるなど、今、ソーラーライトのような柱につける人感センサーで電気がつく、先ほどの人感センサーはまた違うのがありますけども、大きな工事や電気代もかからないものもあるので、ぜひそちらをですね、柱につけるなど、検討していただいて、事故が起きる前に対策を練っていただきたいと思いますが、そちらの方はいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 現在、登下校時の安全対策についてということで、前段、登校時は交通安全指導員ですとか地域の皆さん方にボランティアでやっています。下校時につきましては、昨年からコミュニティ・スクールの一環として「ながら見守り」ということで車にカードを配布をさせていただいております。これにつきましては、関係団体等も行っていますけれども、昨年度よりコミュニティ・スクールの中で学校応援団ということで、企業、団体の皆さま方にも数多く登録をさせていただいております。その団体の皆さん方の使用されている車両にですね、このカードをつけていただきながらですね、業務時でも運転をしながらですね、子どもを見守っていただくということで取り組んでおります。後段の通学路の暗い道ということでございますが、この辺につきましては、いろいろな設備的な問題もありますので、今後いろいろ研究をさせていただきながらですね、対応したいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ぜひですね、子どもたちの、暗くなってからの見守りの方もぜひ検討していただきたいと思います。

最後になりますけども、一番最初の防犯カメラになります。

昨日も群馬県でですね、けがはなかったようですが、女の子に包丁を持った少年が襲いかかるなどの事件も起こっています。現在ですね、防犯カメラの方は町内3か所に設置されていると思いますが、保護者の方にお話を聞きますと設置していることをよく知らない方が結構いらっしゃったんですが、でもですね、話をしてみますと増やした方がよいと考える方もたくさんいらっしゃいました。令和元年11月のまちづくり推進会議では、要望に応じて今後増やしていくことも検討するとなっておりましたが、要望、周知を含めた保護者や地域住民の声などは今現状で取りまとめているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 防犯カメラの周知とか住民の声ということなんですけども、谷口議員おっしゃるとおり、まちづくり会議ですか、そこには出た。私も1回出たこと

があつて話は聞いたことがありました。まずは、初めての試みですので、学校、子どもたちの安全ということでの両小学校の近辺に3か所ということでつけさせてもらってますけども、町長の答弁の中にもございましたけども、警察や地域住民などの声も聞きながら、警察の方でもですね、あそこら辺つけた方がいいんじゃないかとかっていうことでもお話もいただいていますんで、その辺も十分話を聞きながら、新たな箇所、防犯上必要であれば設置していきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 答弁でも警察からのデータ提供の依頼を受けたという話もありますし、子どもの見守りといいますと小学生などになると思うんですけども、例えば、性犯罪など、ニュースに取り上げられることがない一般的にそういった犯罪に巻き込まれる方も多いですし、被害に遭うのは、やはり中学生、高校生が多いんじゃないかと思います。それらを考慮してですね、本当に中学校の周辺、それから高校の通学路周辺などにも防犯カメラの設置などを学校やPTAなどと協議をしていただいて、安心して学校に通える環境づくり、安全な町だから訓子府高校に通いたいとこれから存続のことも含めて、そういうところもあると思うんですが、また高齢者の徘徊にもですね、例えば高齢者が徘徊してバスに乗ってしまったというのも、そういう防犯カメラがあることによって早期に発見することも可能ではないかなと思っています。そういう点も含めて、どちらの方にまだ検討されていないと思うんですが、どのような形を考えているかを少しでもあれば、ちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 新たな箇所、例えば性犯罪でいけば中学校とか高校生が対象になる危険性もあるんで、そういうところの設置とか、あと高齢者の徘徊ということなんで、これはどこでも、バスに乗るということなんで、きっとバス停近くとかそんなことかと思われるんですけども、まだ設置して1年4か月です。効果の検証についても、先ほど町長の方から答弁ありましたとおり、不審者の情報とかというのは、今現在なくなってます。以前はあったこともあったんですけど、その辺はですね、引き続き効果検証を行いまして、そういう徘徊の方がいらっしゃるとか、そういうのも十分あると思いますので、その辺は見極めながら、先ほどもお話をさせていただきましたけども、必要であれば設置する方向で考えております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 今の不審者情報は今のところないということで抑止力にもなっているのかなとかもありますし、ダミーの看板やダミーのカメラという話もまちづくり推進会議でも出ていたようです。あとですね、本当に子どもたちの不審者への対応を日常的な訓練として、警察の方とも協力してですね、連携を図りながら、いろいろ行っていただきたいと思いますし、各関係と協議をしていただいて、新たなカメラの設置、それからどうやって不審者が出た時の対応などをこれからも行って、子どもの安心安全な通学路確保等に努めていただきたいと思います。最後になりますが、子育てするなら訓子府、今6点いろいろお聞きしましたが、子どもたちが安心安全に生活できる環境づくりについて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何度かお話していますように、児童憲章にある子どもは最大の素晴らしい環境によって子育てをする責任が大人社会、行政にあるんだと。そのためには、万全を期して安心安全の施策を講じていきたい。それは健康の問題だけではなくて、さっきの児童センターやそれから防犯カメラもそのとおりですし、だからまちづくりの総体の政策として子どもの健やかな成長のために万全を期して、これからも努めていきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 子どもたちの安全安心の訓子府のために皆さんに協力していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 8番、谷口武彦君の質問が終わりました。

◎議事日程の繰り上げ

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしました。が、会議時間が相当残っております。

議事運営について、議会運営委員長および副議長と協議のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時51分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を継続いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、議会運営委員長から委員会で報告のとおり日程を繰り上げたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、日程を繰り上げることに決定いたしました。

ここで2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時 5分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議案第54号、議案第56号

○議長（須河 徹君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第54号、議案第56号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人2回までといたします。

はじめに、議案第54号の質疑を許します。議案書1ページ。

ご質疑ありませんか。

7番、泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 7番、泉です。歳出の方の7ページなんですけれども、2款、1項、1目、情報管理事業の備品購入費の事務用備品のところの401万5千円についてなんですけれども、テレワークに備えたパソコンの費用ということだったんですけれども、コロナも収束してきたような感じに今なっていて、テレワークが実際に行われるのかどうかというところもちょっと感じるころではあるんですけれども、パソコンを購入してテレワークに活用できるならいいなと思うんですけれども、もし、そういう機会がなかった時に、テレワーク以外の使い方というか、そういうのは想定されているのかどうかというところをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） ただいま、議案書7ページ、2款、1項、1目の情報管理事業の備品購入費、事務用備品の内容の関係でご質問をいただきました。このパソコンにつきましては、実は20台用意します。それは10人用になります。どういう内容かといいますと、役場のパソコンというのは、セキュリティがすごい厳しくて、今、私たちの机の上にあるパソコンについても、実はサーバーを見にいっている。だからそのパソコン自体にはハードディスクがなくて、なにもない状況。サーバーを直接見にいっているという状況ですので、そのパソコン自体を持って行かれても情報自体まったく抜かれないというようなパソコンなんです。今回そのようなセキュリティがかなり固い中で新たにちょっとシステムを組むという形をしなければならなくて、20台のうち10台はデスクトップパソコンの画面がないただの箱みたいな感じになっている。これを役場の方に置いて、それがサーバーを見に行く。もう片っぱはノート型のパソコンを10台買って、それを家に持って帰ってデスクトップパソコンを見に行くというような二重のセキュリティをかけるような感じで使うようなシステムになっています。ですのでデスクトップ用のパソコンについては、ちょっと汎用性がないというか、その箱しかないものですから、画面もないものですから汎用性はないです。自宅に持っていくノートパソコンについてもハードディスクがないので、それ専用にしかならないというような状況になるかと思うんですけれども、それ以外の用途も何か使えるような状況になるように整備は考えていきたいなというふうには思っていますけれども、現状はテレワーク専用というような感じで使っていくことになるかと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

4番、仁木議員。

○4番（仁木義人君） 4番、仁木です。ページが7ページ、2款、1項、1目、一般管理費の中の今、質問あった上の部分の委託料になる公共施設等の公衆無線LAN環境整備ということで14か所に無線のWi-Fiの環境整備をするというお話だったと思うんですけれども、この14か所整備するという中で役場庁舎以外の町の部分でどういうところにもしつけるのであれば使うのかという部分と、これはもちろん職員の方だけが利用できて町民の方が利用できるようなWi-Fiの施設ではなく、職員の方だけなのかということ、

その14か所という部分について、この金額的に600万円という部分の金額がかなり大きいんですけど、どのようなものがつくのかというのを簡単にまず説明いただきたいのと、その下の同じページの8目、企画費の中のふるさとおもいやり寄付推進事業の補助の部分で説明がありましたおもいやり寄付金のこちらの基金が思ったよりも大きくなったという部分での補助になると思うんですけども、これも金額かなり大きいんですけども、現状としてどれぐらいの今、ふるさと納税がされているという部分がもしわかれば教えていただきたいと思います。

続いて、ページめくっていただいて9ページ、3款、民生費の中の2項、その中の3の児童措置費の中の児童手当システム改修業務の122万7千円という金額なんですけど、これちょっと説明あったかもしれないですけど、ちょっと聞き漏らしたのかもしれないですけど、こちらの部分は何に使うものを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書7ページ、2款、1項、1目、情報管理事業の委託料、公共施設等公衆無線LAN環境整備業務についてでございます。

役場、福祉センター以外につきましては、公民館と認定こども園に設置しようと思っています。もともと公衆無線LANはついてはいるんですけども、不感地帯といって、ちょっと電波が届かないというところを補完するために増設しようとしているものでございます。公民館については2階の会議室と実習室、認定こども園につきましては、職員室と遊戯室しか今Wi-Fi届いてませんので、廊下に5か所つけて、遊戯室とかも補完できるような感じでやろうという計画でございます。Wi-FiについてはフリーWi-Fiになっていますので、職員以外でも接続できるという状況になってございます。経費自体が608万2千円と大きな経費になっているんですけども、機械自体については94万4,400円と。いわゆるWi-Fiスポットという、役場の庁舎にもついてはいるんですけども、あれをつけます。一番大きいのが工事費になってまして、壁の中の管工事などが入りますので、一旦剥がしてとかということがございますので、そちらについてが356万9千円。それに作業と設定費の人件費ですね、こちらが101万5千円かかりまして、小計で552万8,400円の消費税で608万2千円という予算を計上させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 7ページの2款、1項、8目、企画費のふるさとおもいやり寄付推進事業に関連しまして、寄付の状況のご質問がございました。直近のですね、11月末までの数字で言いますと寄付件数につきましては1,682件、件数ですね、件数で言いますと1,682件で、額にしまして1,897万8千円となっております。

参考までに前年同月期で言いますと、額で言いますと422万1千円プラスの状況となっております。過去の実績とこれからの伸びを勘案して今回補正したものでございます。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 9ページの3款、2項、3目の児童手当システムの改修の内容という部分でございました。

児童手当法の一部改正によりまして、今まで提出いただいていた現況届が廃止される。あとですね、特例給付というものがあまして、一定以上の所得があっても児童手当を支給しますよという部分があったんですけども、そちらの方もですね、特例給付者の対象者のうち所得が一定額以上、1,200万円なんですけども、それを超える人たちは対象外とするというような改正がありましたので、それらの改修費用となつてございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

10番、河端議員。

○10番（河端芳恵君） 10番、河端です。何点か伺います。7ページの今質問ありましたふるさとおもしろい寄付事業ですが、これは前段で収入がありますね、基金積立、上段に2,916万5千円の積み立てで、これで推進事業として1,830万1千円、これ単純にはいかないと思いますが、受けた額の率でいいましたら、積み立ての額が37%ぐらいになるんですが、これは今までの積み立て、さっき総額もありましたから、その辺ちょっとどういう関係か伺います。

8ページ、上段、戸籍住民登録費、その備品購入ですね、事務用品、これ個人番号カードプリンターってありますが、個人番号カードを申請したら写真を撮って、即交付にはならないと思いますが、このプリンターが入ることで即交付とか、そういうふうになるんでしょうか。

9ページの下段、保健衛生費です。これの健康診査事業の委託料、これシステム改修業務ってありましたが、これ健康診断の結果を何かデータ化して見れるようにするとかってお話だったと思いますが、町民健診のことですよね、町民健診の受診率ったらかなり低いと思いますが、これどのような形で運用するのか伺います。

その下の新型コロナウイルスワクチン接種事業、これは18歳以上の2回接種ということで、3回目の接種なのかなと思いますが、これ今まで1回目接種する時はかなり予約とるのが大変でしたけど、今回はどのような流れで、個人でまた電話なりで予約取らなきゃならないのか、その辺、流れをどういうふうになるのか、お願いします。

13ページ、小学校費、これの教育振興費の中の委託料、備品購入費なんですけど、GIGAスクール対応で端末購入ということですが、GIGAスクール関係で以前にも整備したと思いますが、これはどのような形になるのか、家庭に持ち帰るとか、いろんなことがあると思うんですが、どのような形に使われるんでしょうか。

消防の方も大丈夫ですか、15ページ。消防の備品購入で下の非常備消防費、団費の中で消耗品、防寒着と雨がっぱがありますが、そういうものは消防庁舎に置いておくのか、それとも個人に最初から貸与して個人が所有するのか。

以上伺います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 2款、1項、8目のふるさとおもしろい寄付金推進事業の諸経費と寄付金額の増額分との比率のご質問だったと思いますが、これにつきましては、前半の積み重ねもあるので、なかなか見えづらいんですけども、今回の補正額と歳入、補正後の全体の額でいいますと、大体60%ぐらいが予算ベースでは経費に回っている計算になります。ただ、国の制度ではですね、5割以内の経費というのがルールとなって、10%ほど多く予算上は見ておりますけれども、この中で対象経費、募集にか

かる対象経費外のものも含まれておりまして、その分が約10%ありますので、おおむね50%以内におさまるといった形になっております。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 8ページの2款、3項、1目、戸籍住民登録費の戸籍住民登録事業、備品購入費、事務用備品78万1千円ですけれども、これにつきましては、システム的には本人確認書類裏面印字システムということで、個人番号を取られた人が例えば住所変更をされた場合に裏書されるんですけど、それを印字する機械なんです。ですので、今までもあって、経過年数たったんで、新しい機械に入れますってことなんで、個人番号が新規で発行する場合は、ちょっとここには関係ないというか、持っている人が住所が変わりましたんで直してくださいっていう時に住所直して、それを印字するシステムでございます。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 9ページ、4款、1項、2目、予防費の健康診査事業費の委託料なんですけれども、これにつきましては、町民健診の結果ではなくて健康増進法に基づいて町が実施しているがん検診とか、あと肝炎ウイルス、歯周疾患等の検診データを個人番号を活用してマイナポータルを通じて個人が閲覧できるようにするための健康管理システムの改修費用となります。

続きまして、10ページの新型コロナワクチンの予約の受付業務の委託料になるかと思うんですけれども、それに関しましては、1回目、2回目と同じように18歳以上の方ににつきましては、コールセンターとインターネット、ウェブ予約で予約をしていただくように準備していきたいと思っております。高齢者については、当初はコールセンターの電話のみでしたけれども、3回目からはウェブでの予約も可能とするように考えております。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今の予約関係の部分で補足ですけれども、業者さんの方にコールセンターの方に委託はしますけれども、以前の1回目、2回目、相当混み合っているという町民からのお声もありましたんで、今回につきましては、ちょっと電話を受ける人数を増やすような形で業者さんと今、打ち合わせをさせていただいているというところでございます。補足です。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 13ページ、10款、2項、2目の教育振興費、教育振興事業の部分でございます。GIGAスクールで購入したタブレットの部分の今回の整備の内容についてということとどんな使われ方をされるかというご質問でございました。

昨年購入させていただきましたGIGAスクールでのタブレットにつきましてはクロームブックという種類のタブレットを購入しております。実は従来からウィンドウズのパソコンもございまして、それを合わせて1人1台という形で現在使っておりますが、今後想定される中で機種が混在するということで、いろいろセキュリティですとか、ソフトウェアの関係ですとか、クラウドでの運用ということになりましたら、非常にこう不都合が生じる部分が出てくることが想定されます。今回、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金を活用させていただいて、全員クロームブックではない状態を解消することも含めてですね、今回、そうすることによって統一的な使用で、持ち帰り、今後新型コロナの

まん延状況によっては、持ち帰り、リモート学習等、自宅に持ち帰っての使用が出てくる可能性がございますので、それに対応するような形で今回整備をする予定です。もちろん家庭への持ち帰りもありますが、学校の授業等でのものでも使用するというご理解をいただきたいと思います。

なお、補足ですが、中学校費も同様な形ということでご理解願います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書15ページ、北見地区消防組合負担金内訳の3款、2項、3目の消防業務費と消防団活性化推進事業費の各消耗品の中身で、団員さんの装備品は、家に持って帰るのかというようなお話だったんですけども、新庁舎におきましては、団員全員分のロッカーが整備されますので、基本的には、そちらの方に置いて、新消防庁舎で着替えるというようなことで進めるとお聞き及びしております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、山田議員。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田です。何点かお伺いします。

まず、ページでは、7ページ、既に質問があり答弁がありました委託料ですね、委託料の、その欄の環境整備600万。内容を聞くと壁を剥がして配管をするということでもありますけども、どうもこれ金額大きいなと思って気にしてたら、やっぱりそういうことだったんだなということでもありますけども、それは一部工事費でないんですか。計上、工事費にすべきだと私は思いますけども、これを委託料でひっくるめると、あるところが全部やりますよね、高くなりませんかという疑問であります。

それと8ページ、2款、1項、1目、例のあの福祉灯油537万円であります。これは全員協議会で事前にご説明もいただきましたけども、現在98円ぐらいすると思いますけども灯油は。そもそも冬期間の灯油使用料をどう積算して、結果1万円となっているのか、ちょっとわかりにくいと思います。切り上げて1万円にしたのならまだいいんですけども、もっとかかるものを1万円に抑え込んでいるということもあるのかなと思いつつ、根拠をお伺いをしたいと思います。1万5千円出ている町もあるということでもありますので、その点をお願いします。

それと10ページです。委託料、4款、1項、2目、12節の委託料であります。これはコロナウイルスワクチンの接種業務で400万強を計上されてますけども、先ほど一定の説明がありましたけども、3回目のワクチン接種のイメージというか、実際にどのようにするかというのは、1回目、2回目と大きく変わらないというふうに理解してよろしいのでしょうか。日赤の委託料があり、町内の個別病院での委託料があり、11ページの上の方では町外の医院等への負担金、補助及び交付金がありということで、何となく3本立てということに見えますけども、実施のイメージ図、イメージを概要を教えてください。

それと合わせて、ワクチンはぜひファイザーを使っていたきたいと思いますけども、その点をお聞きします。

それと、最後です。11ページ、中ほどの塵芥処理費の関係で追加がありました。39万5千円。説明では日銀の利回りか何かの変動に連動する仕組みになっているんでしょうかね、約束があって、これが増えたから、その分の負担金が増えたというふうに何となく

大まかに受け止めましたけども、その仕組みをお願いをしたいと思います。

お願いします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 7ページ、2款、1項、1目、情報管理事業の委託料、公共施設等公衆無線LAN環境整備業務の支出科目についてのお尋ねだったかと思います。委託ではなく一部工事ではないかというお話なんですけれども、この業務につきましては、例えば不感地帯を調査する。そして機器を集める。そして、その工事の配管の図を作るとかというような、トータルで業務を委託したいというような考えを持ちまして委託事業として計上させていただいているので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 8ページ、3款、1項、1目の福祉灯油の1万円の根拠というお話でございました。こちらですね、11月1日現在、本町の灯油価格って107円でございました。それに対して100円を超える部分で助成をするというふうな部分がありました。それで、要は道内の世帯当たりの年間灯油消費量が1,481リッターなんですよ、それで要は冬期間にほぼ使うということで、およそ12月から、11月、12月、1月という部分を加味して、およそ1,000リッターということで計算してます。100円を超えた部分に助成しますんで7円掛ける1,000リッターということで7千円、それで今後も高騰が続くということで値上げが見込まれるということで1万円という根拠にさせていただいてございます。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 10ページ、新型コロナワクチン接種の3回目の接種のイメージというか、のご質問なんですけど、3回目につきましては、1回目、2回目の接種と違うところとしましては、1回目、2回目は集団接種が主だったんですけども、3回目につきましては、訓子府クリニックの伊東先生の協力を得まして、伊東先生のところでの個別接種とどちらかを選べることで、集団の接種を希望する方と個別接種でクリニックの方で受けたいというか、曜日には制限はあるんですけども、どちらかを選択して受けていただくという形で考えております。あと集団接種会場につきましては、ちょっと場所の都合もありまして、総合福祉センターうららの方で実施をする予定でおります。

あともう1点、ワクチンのことでファイザーを希望したいということで、1回目、2回目がファイザー、小さな町には主にファイザーだったんですけども、3回目につきましては、武田／モデルナ社のワクチンが今、道の方で調整はしてるんですけども、ファイザーのワクチンが全体の供給量が足りないというところもあって、モデルナワクチンが入ってくることが十分考えられるというところで、ちょっとその辺をちょっとご理解して、ファイザーを希望はしてはいるんですけども、なかなかそういうふうになかなかいかないこともあるので、ご理解していただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 11ページの真ん中ほどの衛生費の塵芥処理事業でございます。北見市外2町一般廃棄物広域処理負担金39万5千円ですけども、これについてはPFIの事業で覚書を交わしております。日銀の公表している企業向けサービス価格指数、下水道廃棄物処理というものがあるんですけども、そちらが1.5%以上上昇すれば価格

を見直すということでございました。今回、数値の方が1.61%の変動がございましたので、負担金上がるということでございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、山田議員。

○3番（山田日出夫君） ありがとうございます。1点だけ再質問させていただきます。10ページの例のワクチン接種、よく内容がわかったような、わからないような感じしますが、今までの打ち方を一部変更されたということであります。どちらかというところ訓子府クリニックの方にスタンスを移されているのかなという、今、答弁聞いて思いましたけれども、混雑等々もちょっと不思議な面もあるものですから、なぜ、そのような変更を必要なのかという簡単な理由とワクチンの種類も含めて、今後、町民にわかりやすく周知をしていただきたいということについて、ご質問をさせていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 打ち方の変更というところでは、今まで集団ではやっていたんですけれども、集団の日程では受けられない方とか、受けられる曜日というか日数を増やすということで、受けられる機会を町民の皆さんに広げるということで個別接種の日程を伊東先生のところでお願いしているところです。個別を重視しているのではなくて、なかなか8か月という今、期間が、2回目接種後8か月を終えた方からということなので、順次こうやっていくんですけれども、集団だけでは、やっぱりこう追いつかない部分もあるので、それで個別は伊東先生のところで打っていただけるように調整いたしました。これからまた新たなファイザー以外のモデルナ社製のワクチンが入ってくることにしましては、まだちょっとどういうふうに周知していくかというところは、やっぱり皆さんもいろんな初めてのワクチンというところで不安もあると思いますので、今後ちゃんと検討しながら周知を図っていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第54号の質疑を終了いたします。

次に、議案第56号の質疑を許します。議案書23ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第56号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論を行います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第54号、議案第56号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第54号、議案第56号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第54号、議案第56号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第55号、議案第57号

○議長(須河 徹君) これより提案理由の説明が終わっております議案第55号、議案第57号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第55号の質疑を行います。議案書20ページ。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号の質疑を行います。議案書28ページ。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

3番、山田議員。

○3番(山田日出夫君) 3番、山田です。1点だけお聞きします。

この条例が可決されて税制が変わった後、この改正部分に関わる対象世帯と減税額の推計の額、それと減額になる訳ですから、国保会計運営の主な影響と他会計繰り入れ等への関係をどのように考えられているか短くお願いいたします。

○議長(須河 徹君) 町民課長。

○町民課長(坂井毅史君) 今、条例改正後に影響ということですが、ちょっと世帯ということではなくて、未就学児の人数でちょっと整理させてもらってるんで、まず軽減なしのところは48人、それから7割軽減のところは11人、5割軽減のところは5人、2割軽減のところは4人、合計で68人。減額の総額ですけども94万5000円になってます。国からはですね、減額するということできて、財源が示されておりますけども、国が2分の1、それから都道府県が4分の1、市町村が4分の1ということ示されているんですけども、具体的にどういう手立てでということは、まだ示されておられませんので、

一応この割合では負担していただけるということで聞いております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第５７号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５９号

○議長（須河 徹君） 次に、追加日程第１、議案第５９号 令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１３号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書６０ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案第５９号の説明になります。議案書の６０ページをお開きください。

議案第５９号 令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１３号）について提案説明をいたします。

令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１３号）については、次に定めるものとし、第１条では、歳入歳出それぞれ３，７２７万３千円を追加し、歳入歳出それぞれ５６億２，２７９万３千円としております。

第２項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次のページにあります第１表 歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については、後ほど６２ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

事項別明細書になりますが、まず６３ページの歳出の方から先に説明をさせていただきます。

上の表の２款、１項、１目の一般管理費の事業区分、各種積立金の積立金では、教育費指定寄付が２件、合わせまして２００万円あったことから、地域活性化基金積立金として２００万円を追加。

下の表の３款、２項、１目、児童福祉総務費の事業区分、子育て世帯臨時特別給付金事

業では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた子育て世帯を支援するため、対象となる児童1人につき5万円の給付金を支給するもので、対象児童につきましては、令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童および9月30日時点で高校生相当の児童ならびに令和4年3月31日までに生まれた児童となっております。

なお、対象者につきましては、700人を見込んでおります。

まず、職員手当等では、職員の時間外勤務手当として3万1千円を計上。

需用費では、事務にかかる用紙として3千円を計上。

役務費では、対象者への通知等にかかる郵送料として通信運搬費7万8千円を計上。

手数料では、給付金の口座振込にかかる手数料として15万4千円を計上。

使用料及び賃借料では、電子複写機借上料として7千円を計上。

負担金、補助及び交付金では、対象者700人に対して1人5万円の給付金を支給することから、子育て世帯臨時特別給付金として3,500万円を計上。

次に、62ページに戻りましての歳入になります。

上の表の14款、2項、2目、民生費国庫補助金では、子育て世帯臨時特別給付金事業補助金として3,527万3千円の計上

その下の表の17款、1項、4目、教育費寄付金では、2件で合計200万円の寄付がありましたので、教育費指定寄付金として200万円の追加となっております。

64ページの給与費明細書につきましては、今回の子育て世帯臨時特別給付金事業の職員時間外勤務手当の補正に伴うものでございますのでご覧いただきたいと思います。

最後に、別に配布の資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思います。今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目にありますように38億9,398万円となっております。

以上、令和3年度訓子府町一般会計補正予算（第13号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

10番、河端議員。

○10番（河端芳恵君） 10番、河端です。62ページの民生費、児童福祉費の一番下、子育て世帯臨時特別給付金、これは18歳以下1人10万円というような話があって、そのうち商品券にするとか何とかという、その分ですか。したらあとの5万円というのは、後ほど来ることなんではないでしょうか。してあと、その5万円は商品券とか教育用な物を買うとか、そういうしほりがあるのか、ないのか。そこを伺います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 3款、2項、1目の子育て世帯臨時特別給付金事業の子育て世帯特別給付金の金額の部分のご質問でございました。議員おっしゃるとおり国で今、推し進めてます子育て世帯、コロナ禍の影響で子育て世帯が影響を受けたということで高校生以下の子どもたち1人につき10万円を支給するという国の制度でございます。それで今回につきましては、国の方では5万円を現金、残りの5万円をクーポンで支給をなささいというふうな指示がきてございます。でも一昨日ちょっと国の方ではクーポンじゃな

くても現金でもいいよというような報道もされているところで、そちらの方については、まだはっきりまだ示されておられませんので、今回につきましては、前段申し上げた現金部分、5万円を国では年内に支給をしてほしいという声もありますので、今回追加でその部分の5万円だけを今回追加で補正をさせていただいてございます。残りの5万円につきましては、詳細がわかり次第、補正なり追加なり、そういった対応をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、谷口武彦君ほか4名から意見書案第7号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する要望意見書、同じく、谷口武彦君ほか4名から意見書案第8号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3とし、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第7号、意見書案第8号を日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3として、ただちに議題とすることに決定しました。

ここで意見書の配布の関係から暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時55分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第7号

○議長（須河 徹君） これより、追加日程第2、意見書案第7号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第7号について、ご説明いたします。

意見案第7号

燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年12月8日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者	訓子府町議会議員	谷口武彦
	〃	工藤弘喜
	〃	須河 徹
	〃	泉 愉美
	〃	河端芳恵

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月8日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須河 徹

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号

○議長(須河 徹君) これより、追加日程第3、意見書案第8号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

谷口武彦君。

○8番(谷口武彦君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第8号について、ご説明をいたします。

意見書案第8号

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書
上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年12月8日

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 谷 口 武 彦

〃 工 藤 弘 喜

〃 須 河 徹

〃 泉 愉 美

〃 河 端 芳 恵

この意見書の説明については、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月8日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須 河 徹

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

内閣官房長官 様

財 務 大 臣 様

総 務 大 臣 様

農林水産大臣 様

国土交通大臣 様

厚生労働大臣 様

環 境 大 臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(須河 徹君) これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第8号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。
よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長(須河 徹君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。
よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(須河 徹君) これにて、令和3年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時 9分